

ネガワット取引（直接協議スキーム）に関する説明会

2022年10月

ネガワット取引に関する実務者会議 事務局

はじめに

説明会の目的・対象者

第1部. ネガワット取引の概要説明
直接協議スキームについて

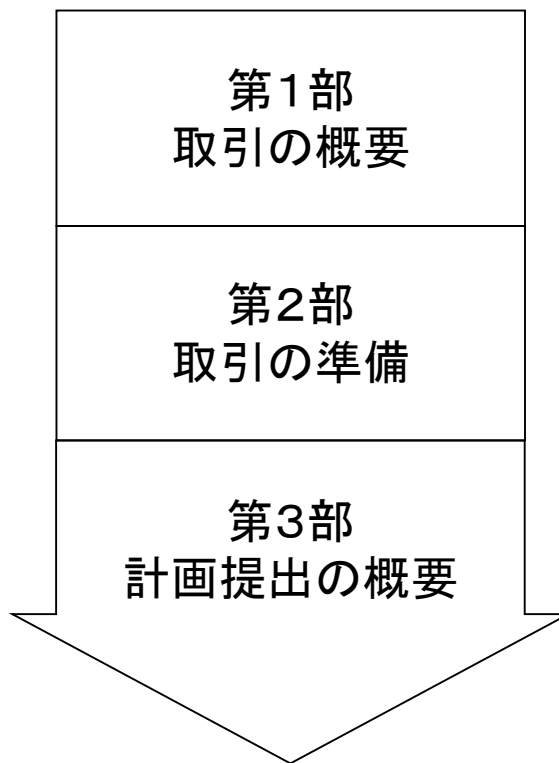
第2部. 取引に必要となる準備
(広域機関への申請)

第3部. 広域機関への計画提出の概要

1. 広域機関へ提出する計画
2. 計画提出方法
3. 計画の整合性に関する注意事項

付録

1. ネガワット取引業務フロー
2. 計画値同時同量制度について



ディマンドリスポンスの種類

第5回 電力基本政策小委員会
(H28.3.30) 資料7 から引用

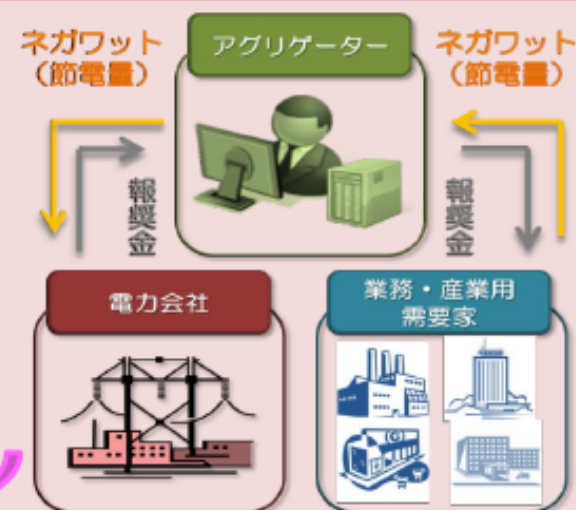
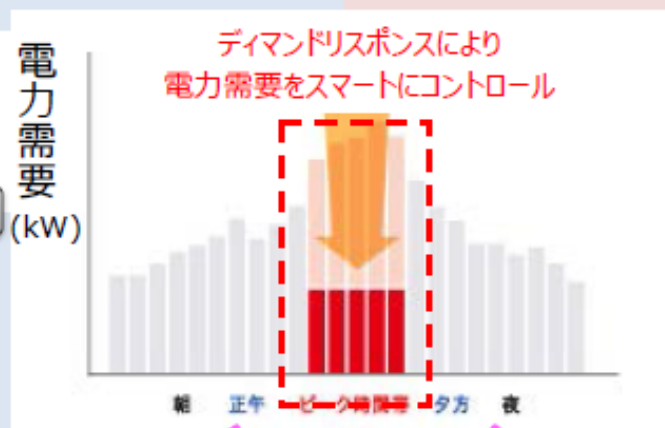
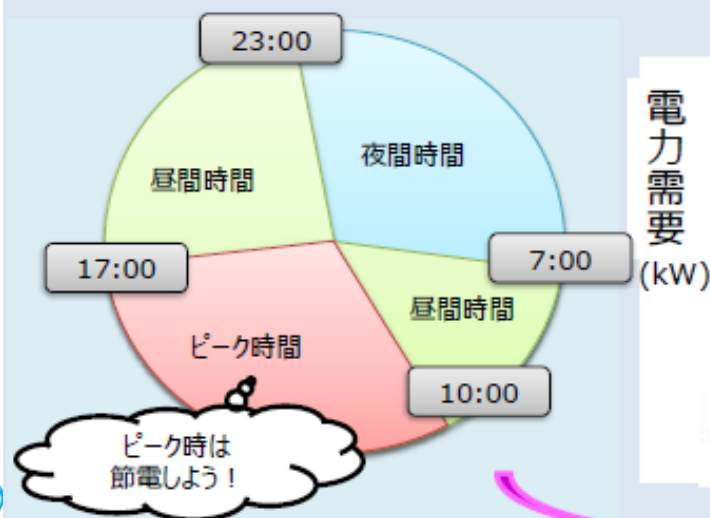
- ディマンドリスポンス (DR) は、電力の供給状況に応じてスマートに電力需要 (消費パターン) を変化させる取組。その取組は以下の2種類に大別できる。

電気料金型ディマンドリスポンス

概要	ピーク時に電気料金を値上げすることで、各家庭や事業者が電力需要の抑制を促す仕組み
メリット	比較的簡便であり、大多数に適用可
デメリット	時々の需要家の反応によるため、効果が不確実

ネガワット取引

概要	電力会社との間であらかじめピーク時などに節電する契約を結んだ上で、電力会社からの依頼に応じて節電した場合に対価を得る仕組み
メリット	契約によるため、効果が確実
デメリット	比較的手間がかかり、小口需要家への適用が困難

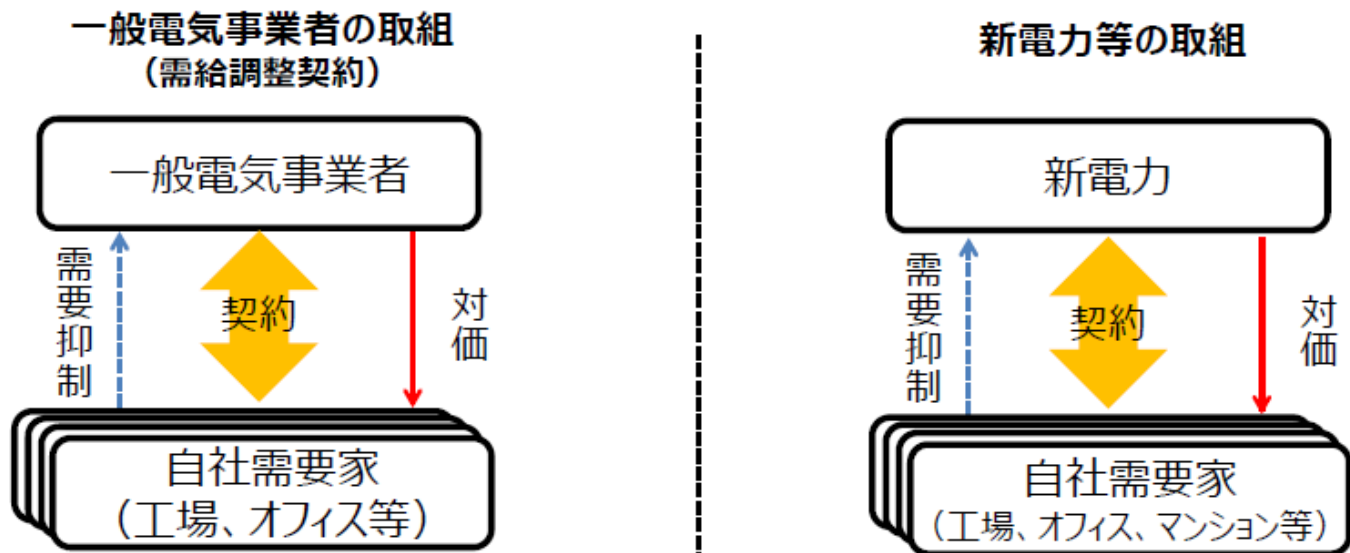


- デマンドリスポンスの一種であるネガワット取引は、事業者からの要請に応じて需要者が需要を抑制し、その抑制量に応じた対価を事業者が支払う仕組みです。

第5回 電力基本政策小委員会
(H28.3.30) 資料7 から引用

ネガワット取引に類するこれまでの取引

- ネガワット取引に類する需要抑制としては、従来、一般電気事業者が大口需要家と需給調整契約を締結していたほか、最近では、一部の新電力等が、工場、オフィス等の自由化部門の需要家と一定の需要抑制契約を締結している。



- 目的：需給逼迫時の需給調整の最終手段
(一般電気事業者Aの例)
- 契約量：約700
- 発動実績：201

- 目的：市場価格高騰時の電力調達コストの抑制
インバランスの回避、他社サービスとの差別化

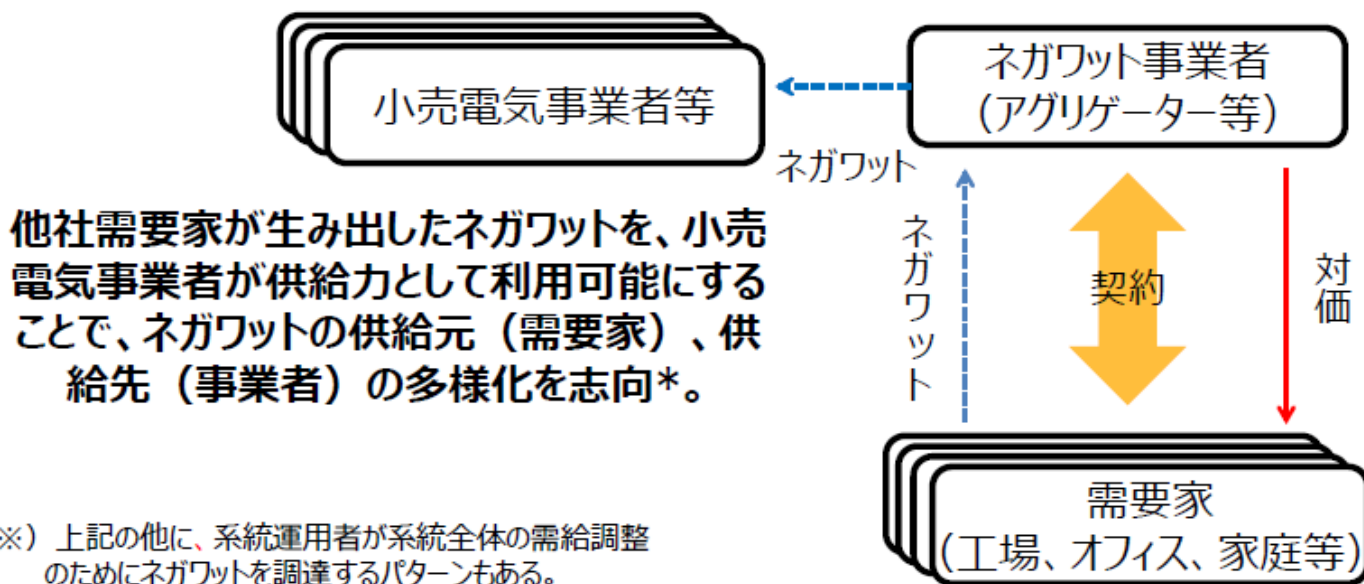
これまでの取引：
需給ひっ迫時等に、**自社需要者**へ節電を依頼し、需要を抑制して電力不足を解消させるもの。(類型1①(後述)として分類)

今後拡大が期待されるネガワット取引

第5回 電力基本政策小委員会
(H28.3.30) 資料7 から引用

- 今後、拡大が期待されるネガワット取引は、これまでのような一般電気事業者や新電力等と大口需要家との二者間で行われる取引ではなく、小売電気事業者等と需要家との間に専門の第三者（ネガワット事業者）が介在することにより、家庭も含めた多様な需要家を対象として、幅広い小売電気事業者等が取引できるもの。
- こうした取引が幅広く行われるようになるためには、取引の具体的内容や責任分担等について、ルール整備を行う必要がある。

今後拡大が期待されるネガワット取引



小売電気事業者が他社需要者からネガワットを調達するもの。
(類型1②(後述)として分類)

第5回 電力基本政策小委員会
(H28.3.30) 資料7 から引用

電気事業法におけるネガワット取引の位置付け

- 昨年の改正電気事業法（第3弾）により、需要抑制量（ネガワット量）についても、発電した電力量と同様に、一般送配電事業者が行う電力量調整供給（インバランス供給）の対象と位置付けられた。
*インバランス供給：事前に計画した供給（需要）量の計画値と実績値の差分を一般送配電事業者が調整すること
- これにより、小売電気事業者等は、ネガワット取引を通じた供給について、一般送配電事業者による調整を受けられることとなった。

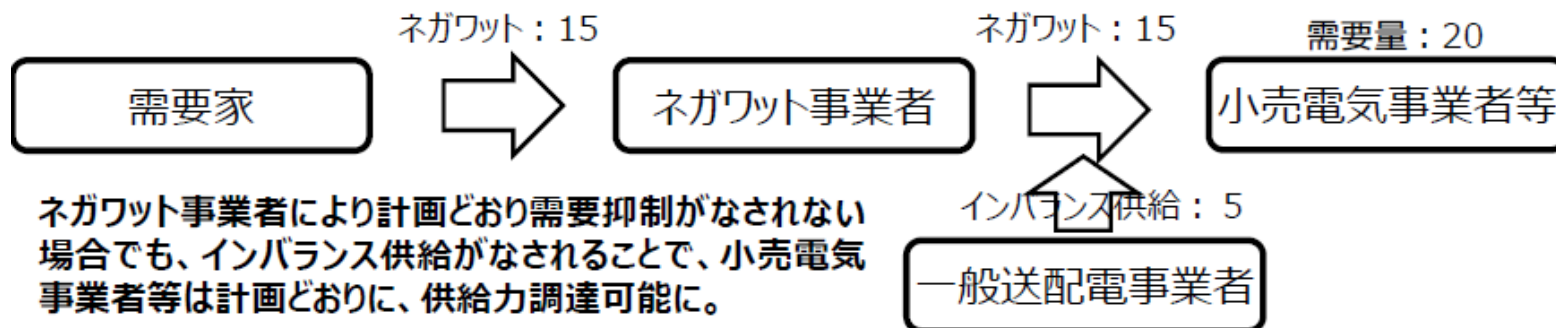
（定義）

第二条

七 電力量調整供給（略）

□ 特定卸供給（小売供給を行う事業を営む者に対する当該小売供給を行う事業の用に供するための電気の供給であつて、電気事業の効率的な運営を確保するため特に必要なものとして経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。以下この□において同じ。）を行う事業を営む者 特定卸供給に係る電気（略）

電気事業法改正法（第3弾）上の位置付け



一般送配電事業者の電力量調整供給により過不足分を調整してもらうことで、他社へのネガワットの供給（特定卸供給）が可能となる。

- これまで、ネガワットは特定卸供給として電力量調整供給の対象とされていたものの、特定卸供給を営む者自体は、電気事業者に含まれていませんでした。
- しかし、改正電気事業法（R4.4.1施行）に定める特定卸供給の定義には、「需要の抑制を指示する方法」により集約した電気（ネガワット）が含まれ、電気事業者に特定卸供給事業者も含まれることとなりました。
- また、特定卸供給事業の事業者要件として、供給能力が合計で1,000kWを超える事業を行う場合と定められています。

【論点1】特定卸供給の定義について

- 電気事業法上、特定卸供給は、電気の供給能力を有する者（発電事業者を除く。）に対し、**発電又は放電を指示する方法その他の経済産業省令で定める方法**により集約した電気を供給することとして規定されている。
- 電源I¹の公募により、2017年から、ネガワット（需要抑制により創出される電氣的価値）による需給調整が開始され、今後は、容量市場や需給調整市場においてもネガワットの取引が活発に行われることが期待される。
- また、これらの市場等に参加する事業者に対して、適切な事業規律を課すことは、需給調整市場における電気の確実な供給を通じた安定供給への貢献や、アグリゲーター事業への信頼性の向上、ひいてはこれらの産業の発展にも寄与するものと考えられる。
- このため、**特定卸供給の定義**には、発電又は放電を指示する方法だけでなく、**「需要の抑制を指示する方法」により集約した電気を供給することも含める**こととしてはどうか。
- 加えて、特定卸供給事業者は他者が維持・運用する電気工作物に対し指示を行う者とされているが、今後、集約した電気について、蓄電池等を自ら維持・運用することを通じて一般送配電事業者等に提供する事業も想定されている。こういった事業について、法律上の解釈や保安規制も含めた制度面の整理が必要であり、今後、検討を深めてはどうか。
- また、特定卸供給事業者が分散型電源等の供給力をもつ他者に対して指示を出す方法は多様である（例：コンピューターによる制御、電話、メール等）。具体的な指示の方法を規定することは、新規参入を妨げたり、事業活動の制限につながる恐れがある。そのため、**指示の方法については手段を問わないこととしてはどうか。**

5

（参考）特定卸供給事業の事業者要件

第7回持続可能な電力システム構築小委員会（2020.10.16）資料2より抜粋

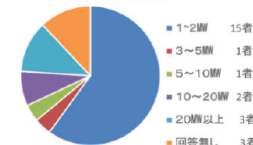
- 特定卸供給の制度は、分散型電源の普及拡大を背景に、小規模な電源等を集約し仮想的に電源と同様の運用が可能となる事業者を規律することで、事業の信頼性を高める趣旨で電気事業法上定義されたところ。
- 小規模な分散型電源が単体で事業を行うことは難しいが、それらを集約する事業者（アグリゲーター）によって、最低入札量が1,000kW以上である、調整力公募や容量市場、需給調整市場[※]に参画することが可能となった。
※なお、いずれの市場においても最低入札量は1,000kW以上である。
- さらに、VPP実証事業[※]の参加者などのアグリゲーションビジネスに関心を持つ事業者に対し、特定卸供給事業に関する調査を行った際、規模要件の基準値について、多くの事業者から、1,000～2,000kWが妥当であると回答であった。
※資源エネルギー庁「需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金」
- これらを踏まえ、特定卸供給事業の規模として**指示等の対象となる供給能力が、合計で1,000kWを超える事業を行う場合に、特定卸供給事業の要件に該当することを基本**としてはどうか。なお、供給能力の更なる詳細な定義・考え方については今後さらに明確化が必要。
- また、災害の激甚化が進む中、再エネ等の分散型電源も一定の役割が期待されること。非常時における供給能力の確保の具体的な手法については、今後議論が必要。

特定卸供給事業者の参加が想定される市場・取引と最低入札量

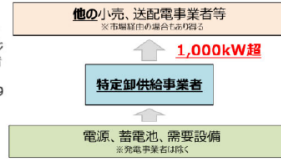
- ・調整力公募(電源I¹) →1,000kW
- ・容量市場(発動指令電源) →1,000kW
- ・需給調整市場(三次調整力^②) →1,000kW (簡易指令システムの場合)

VPP実証事業参加事業者へのアンケート結果

定格量(設備容量)に規模要件が設定された場合
妥当と思われる規模



<アンケートの概要>
VPP実証事業への参加者等、アグリゲーションビジネスに関心を持つ事業者(25名)を対象
実施期間：9/4～9/9



12

改正電気事業法（R4.4.1施行）

（定義）

第二条（略）

十五の二 特定卸供給

発電用又は蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者に対して発電又は放電を指示する方法**その他の経済産業省令で定める方法**により電気の供給能力を有する者（発電事業者を除く。）から集約した電気を、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気として供給することをいう。

十七 電気事業者

小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者及び**特定卸供給事業者**をいう。

第二十八条の十（会員の資格等）

推進機関の会員の資格を有する者は、電気事業者に限る。（略）

第二十八条の十一（加入義務等）

電気事業者は、推進機関にその会員として加入しなければならない。（略）

改正電気事業法施行規則（R4.4.1施行）

（定義）

第一条（略）

2（略）

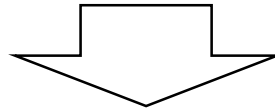
七 「**特定抑制依頼**」とは、充実した情報管理体制を維持しつつ、使用を抑制すべき日時及びその電気の量その他必要な事項を定めて、小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者又は登録特定送配電事業者（以下この号において「**特定抑制対象事業者等**」という。）から電気の供給を受ける者に対し、**特定抑制対象事業者等の供給する電気の使用を抑制することを依頼すること**をいう。

（電気の集約の方法）

第三条の四の二 **法第二条第一項第十五号の二の経済産業省令で定める方法**は、次に掲げるものとする。

- 一 発電用又は蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者に対して電子情報処理組織等を使用して発電又は放電を指示する方法
- 二 電子情報処理組織等を使用した**特定抑制依頼による方法**

- 改正電気事業法（R4.4.1施行）では、特定卸供給事業者も電気事業者に含まれるため、特定卸供給事業者の要件に該当するネガワット事業者は広域機関へ加入する義務があり、広域機関システムによる計画提出を行う必要があります。
- 一方、特定卸供給事業者の要件に該当しないネガワット事業者については、広域機関への加入資格も、義務もありません。



しかし、特定卸供給事業者の要件に該当しないネガワット事業者も、一般送配電事業者の電力量調整供給を受けるにあたり、託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者と需要抑制量調整供給契約を結び、広域機関システムを介し、一般送配電事業者へネガワットに関わる計画を提出する必要があります。

つまり、**ネガワット事業者は、広域機関システムによる計画提出方法を知る必要があります。**

説明会の目的・対象者

【目的】

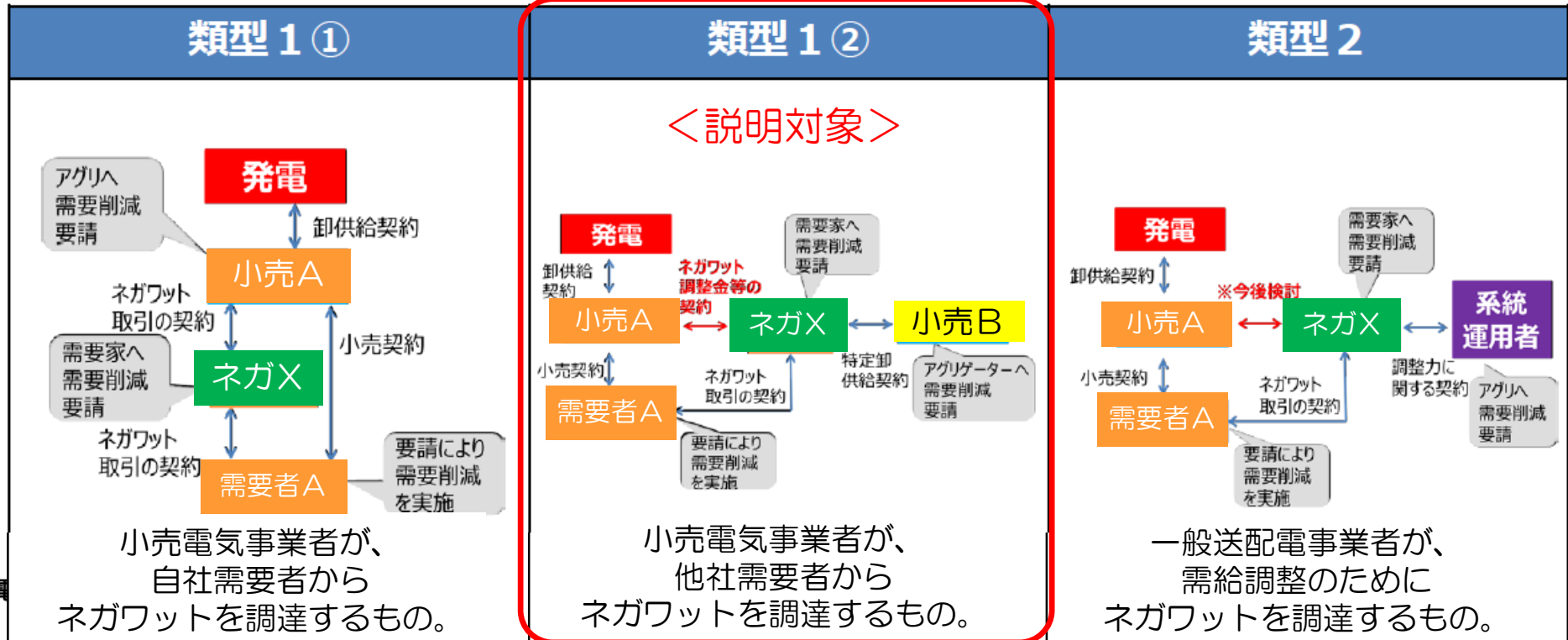
- 平成29年4月1日に施行される改正電気事業法により、特定卸供給に係る電気が一般送配電事業者による電力量調整供給の対象となり、他社需要者からネガワットを調達する類型1②のネガワット取引が可能となる。そこで、関係事業者が円滑にネガワット取引を開始できるよう、概要を周知する。

【対象者】

- 小売電気事業者（小売電気事業者は、供給先の需要者がネガワット取引を希望されるなどにより、ネガワット事業者と協議し、結果、ネガワット取引に参加する可能性があります。）
- ネガワット事業者
- 類型1②のネガワット取引を直接協議スキームで開始しようとする事業者

第4回 ERAB検討会
(H28.9.14) 資料6 から引用
(一部、事務局にて加工)

ネガワット取引の種類の種類

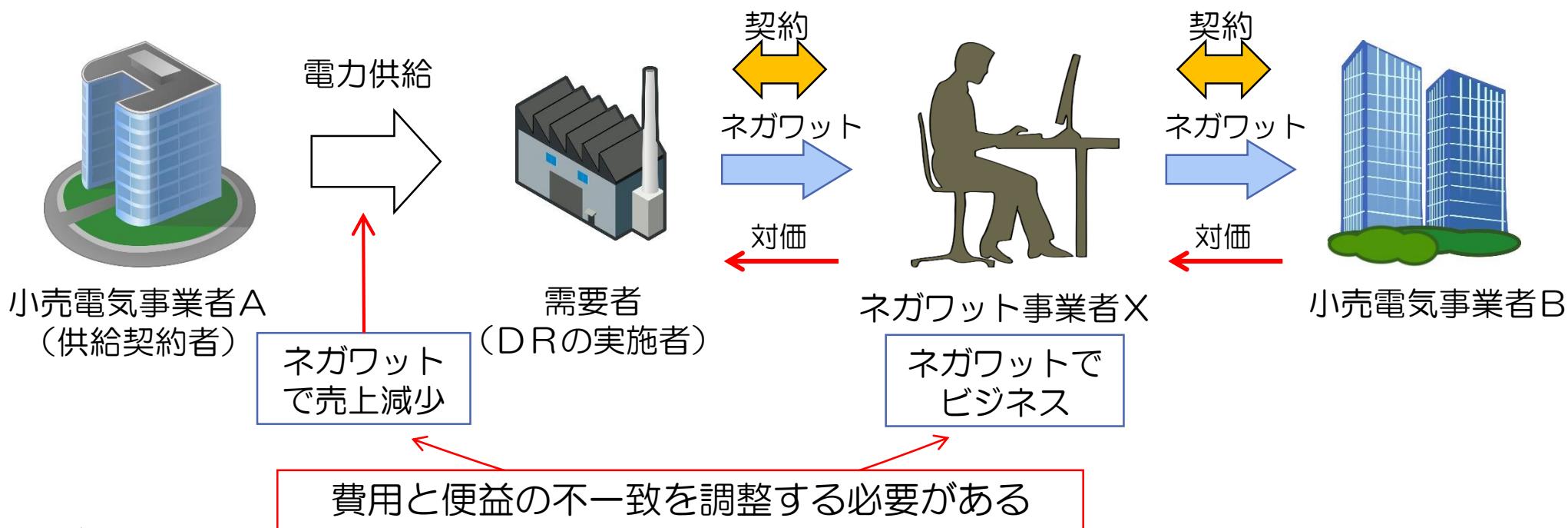


第1部. ネガワット取引の概要説明

直接協議スキームについて

◇ 類型1②（他社需要者からネガワットを調達する）の取引におけるポイント

需要者の需要削減が実施されると、当該需要者へ電力を供給する小売電気事業者は小売供給量が減少し、その分の電気調達費用を回収できなくなります。一方、ネガワット事業者は当該需要削減分の電気を活用しビジネスを行うこととなります。小売電気事業者とネガワット事業者との間に生じる費用と便益の不一致を調整する措置が必要となります。



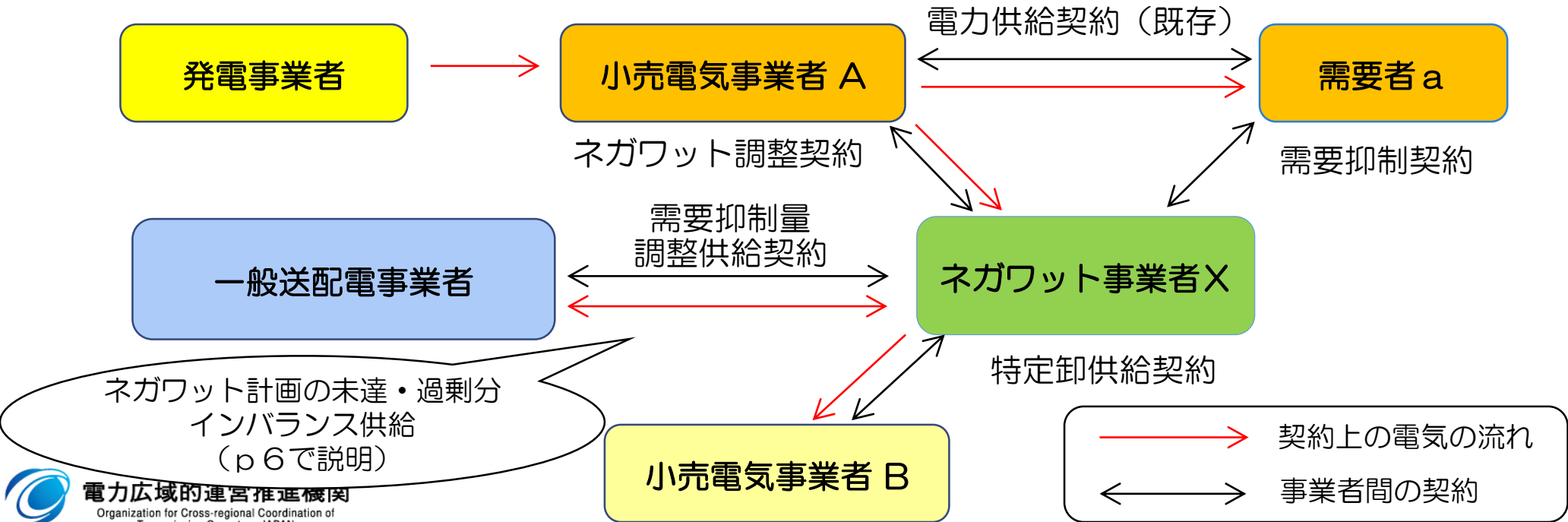
⇒ 「**直接協議スキーム**」：不一致を解消するための対価「ネガワット調整金」に関し、小売電気事業者Aとネガワット事業者で直接協議し契約する。

(ネガワット調整金については、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」に記載あり。)

1. 直接協議スキームについて

■ 直接協議スキームのネガワット取引は、以下4つの契約が必要です。（契約名称は仮称です）

契約名（仮称）	契約者		内容
ネガワット調整契約	小売A	ネガX	需要抑制を行った需要者に電力を供給する小売電気事業者Aとネガワット事業者で便益を調整する契約。
需要抑制契約	需要者 a	ネガX	需要抑制を行った需要者に対し、ネガワット事業者がネガワット創出の報酬を支払う契約。逆に、計画通りに需要抑制を達成できない場合のペナルティに関する契約。
特定卸供給契約	小売B	ネガX	ネガワット事業者と特定卸供給（いわゆるネガワットの供給）先との販売に係る契約。
需要抑制量調整供給契約	一般送配電事業者	ネガX	需要抑制計画と実際の需要抑制量に乖離が生じた場合、一般送配電事業者によるその過不足分を補ってもらい、ネガワットを他社に特定卸供給として売電できるよう整形するためのネガワット事業者と一般送配電事業者との契約。（冒頭で紹介した電力量調整供給の契約）



1. 直接協議スキームについて ネガワット事業者による契約順序のイメージ

【1. 営業活動】

ネガワット事業者は需要削減に協力可能な需要者を探す。

【2. ネガワット調達に向けた協議】

ネガワット事業者は需要削減に協力いただける需要者より供給契約中の小売電気事業者の情報を得て、当該小売電気事業者とネガワット調達に向けた協議を始める。

【3. ネガワット調達・販売の契約締結】

ネガワット事業者は、上記2の小売電気事業者とネガワット調整契約、需要者と需要抑制契約に関して協議しつつ、あわせて販売先（特定卸供給契約）を検討する。

◇ 小売電気事業者とネガワット事業者の協議では以下を確認しておく必要があります。

- ・ ネガワット調整金の支払いに関する事項 (p 1 1 参照)
- ・ ネガワットのインバランス切り分け方式 (p 1 7 参照)
- ・ 小売電気事業者へのベースライン・各種計画の通知方法、タイミング等 (p 2 8 ~ 参照)
- ・ ベースライン（需要抑制がなかった場合の想定需要）の設定方法 (p 3 1 参照)

【4. 需要抑制量調整供給契約】

需要者が接続するエリアの一般送配電事業者と需要抑制量調整供給契約を締結する。

◇ 需要抑制量調整供給契約の締結にあたり、ネガワット事業者へ求める要件があります。

1. 直接協議スキームについて ネガワット取引に対して小売電気事業者に求める規律

今後の課題②：小売電気事業者に求める規律

2016.5 第7回制度設計専門会合 資料5より一部抜粋

第7回 電力基本政策小委員会 (H28.7.1) 資料5-1 から引用

- 今般全体方針を決定した直接協議スキームは、仮に関係者の協議が不調に終わった場合、取引を行うことができない。
- そのため、当該協議が適正かつ公平なものとなるよう、①ネガワット事業者と小売事業者間、②小売事業者と需要家間、それぞれにおいて小売事業者に求めるべき規律についても、本年末までにガイドラインで規定し、協議の円滑化を更に後押しする。

【ガイドラインで規定する内容（イメージ）】

①ネガワット事業者と協議をするに当たり小売事業者に求めるべき規律

例えば、小売事業者がネガワット事業者に対し、

- ・ 正当な理由なくネガワット取引に係る契約締結のための協議に応じない、
 - ・ 小売事業者が、ネガワット調整金について不当な水準を設定する、
- など、ネガワットの普及や電気事業の健全な発展の妨げになるようなことは不適切な行為とする。

②需要家との関係において小売事業者に求めるべき規律

例えば、小売事業者が需要抑制を行う需要家に対し、需要抑制を行うことを踏まえ、小売供給契約の内容を不当に不利なものに変更するなど、ネガワットの普及や電気事業の健全な発展の妨げ、需要家の不利益になるようなことは不適切な行為とする。

小売電気事業者は、正当な理由なくネガワット事業者との協議に応じないことの無いように、今後、何らかの規律を求められる可能性があります

1. 直接協議スキームについて 特定卸供給を活用してネガワット取引を行うための要件

「適正な電力取引についての指針」公正取引委員会、経済産業省

第二部 適正な電力取引についての指針

Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方

1 考え方

(1) 特定卸供給を活用してネガワット取引を行うための要件

今後、ネガワット取引が実施されるに当たり、ネガワット事業者が、小売電気事業者と同様、需要家と直接接点を持ち、例えば電力使用量など一定の需要家の情報を扱うこと等を踏まえ、特定卸供給を活用してネガワット取引を行う場合には、ネガワット事業者は、次に掲げる要件に適合することが適当である。

- ① 需要家に対して需要抑制の依頼を適時適切に行うことができること。
- ② 電気の安定かつ適正な供給のため適切な需給管理体制や情報管理体制を保有すること。
- ③ 需要家保護の観点から適切な情報管理体制を保有すること。

また、電力の適正な取引の実施のため、供給元小売電気事業者とネガワット事業者との間において、必要な契約が適切に締結されていることが肝要である。

※具体的な要件は、一般送配電事業者の託送供給等約款を参照ください。

1. 直接協議スキームについて 需要抑制量調整供給契約（契約成立のための要件）

平成28年10月12日 水曜日 官 報

(号外第226号)

2

官報（H28.10.12付 号外第226号）
から引用

参照：経済産業省令第九十九号
特定卸供給の要件に関する省令

第二条一

特定抑制依頼（一キロワットを超える電気を抑制しようとするものに限る。）によって得られた百キロワットを超える電気を供給しようとするものであること。

○経済産業省令第九十九号
電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第七号ロの規定に基づき、特定卸供給の要件に関する省令を次のように定める。
平成二十八年十月十二日
特定卸供給の要件に関する省令
（用語の意義）
経済産業大臣 世耕 弘成

第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 この省令において「特定抑制依頼」とは、充実した情報管理体制を維持しつつ、使用を抑制すべき日時及び電気の量その他必要な事項を定めて、小売電気事業者、一般送配電事業者又は登録特定送配電事業者（以下この条において「特定抑制対象事業者等」という。）から電気の供給を受ける者に対し、特定抑制対象事業者等の供給する電気の使用を抑制することを依頼することをいう。

（特定卸供給の要件）
第二条 法第二十一条第七号ロの経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 特定抑制依頼（一キロワットを超える電気を抑制しようとするものに限る。）によって得られた百キロワットを超える電気を供給しようとするものであること。

二 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な電気を特定抑制依頼により確保する見込みがあること。

三 電気を供給する期間が一定期間以上であること。

附 則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）第二条の規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第百号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第三条第一項及び第三項の規定に基づき、並びに法律附則第三条第一項の規定の事項等に関する省令を次のとおり定めることとする。
平成二十八年十月十二日
電気事業法等の一部を改正する等の法律（昭和三十九年法律第七十号）次条において「新法」という。第二条の規定に「法」という。において使用される用語の意義）
経済産業大臣 世耕 弘成

第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（用語の意義）
第二条 法第二十一条第七号ロの経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 特定抑制依頼（一キロワットを超える電気を抑制しようとするものに限る。）によって得られた百キロワットを超える電気を供給しようとするものであること。

二 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な電気を特定抑制依頼により確保する見込みがあること。

需要抑制量供給契約の成立には100kWを超えるネガワットを集める必要があります。
（集めるネガワットは、1kWを超えるものに限る）



1. 直接協議スキームについて 需要抑制量調整供給契約（契約までに決めるべき事項）

インバランス精算方式を契約時に需要抑制BG毎に決める必要があり、あらかじめ小売電気事業者と協議して決めておく必要があります。

第7回 電力基本政策小委員会
(H28.7.1) 資料5-1 から引用

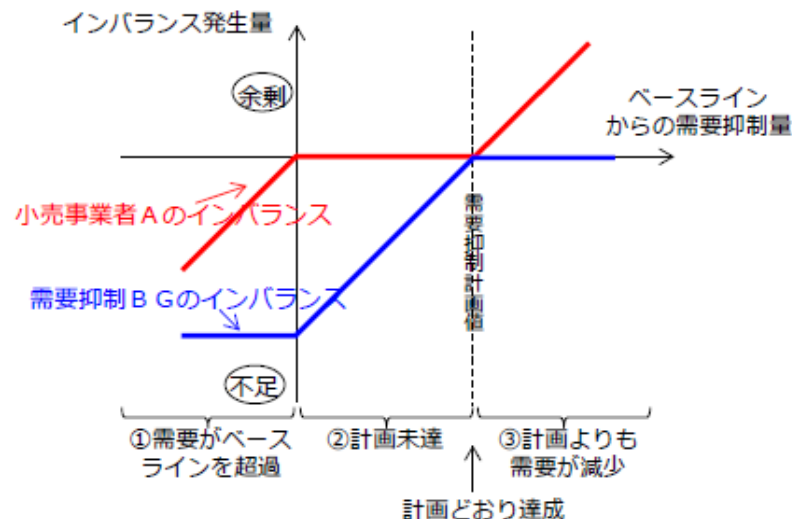
2014.12 第11回制度設計
WG資料8-4より抜粋
(一部加工)

全体方針⑥：インバランス精算の責任所在

- ネガワット事業者、小売電気事業者がそれぞれ提出した各種計画と実績のずれに対して、どちらがその責任を負うのかということは、インバランス精算をする上で非常に重要。
- そのため、①発生したインバランスを切り分け、その精算責任をネガワット事業者と小売事業者で分担する方法と、②切り分けを行わず、インバランス精算に係る責任を全てネガワット事業者が負う方法のいずれかによることとする。

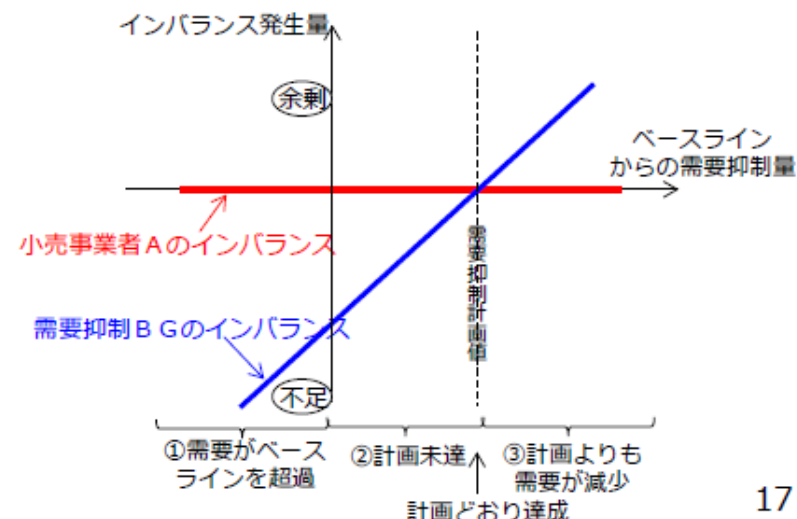
【方式1】 DR未達時の不足インバランスは「0～需要抑制計画値」の範囲内でのみ需要抑制BGに発生。

- 計画以上に需要が減少した際の余剰インバランスや、需要増により生じた不足インバランスは、小売事業者Aに発生。



【方式2】 DRを実施する需要家に係るインバランスはすべて需要抑制BGに発生すると考える。

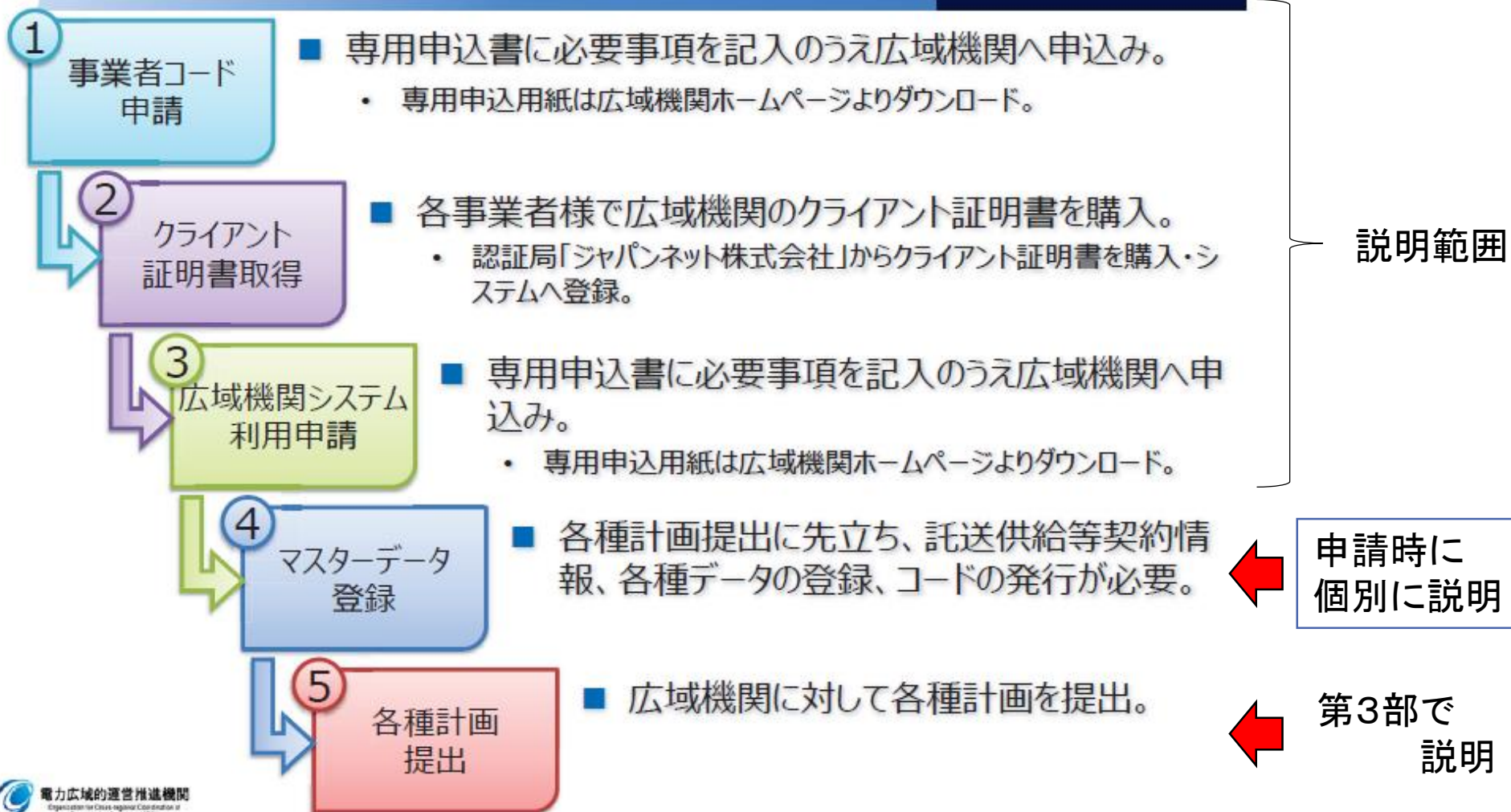
- DRを実施する需要家については、当該コマにおいては小売事業者Aが同時同量の責任を全く負わないと考える。
- 当該コマ以外（需要抑制を行わない時間帯）では、小売事業者Aにインバランスが発生。



第2部. 取引に必要な準備 (広域機関への申請)

ご注意: 以下の申請手続きには、全体で1カ月半程度の期間を要します。

広域機関に各種計画をご提出頂くためには、クライアント証明書の取得や、広域機関での認証設定の申請など、各種手続きが必要になります。（発電事業者以外の発電者は①のみ）



2. 取引に必要な準備（広域機関への申請）

① 事業者コード申請

スイッチング支援システムの利用、及び各種計画を広域機関へ提出するにあたり「事業者コード」が必要です。ネガワット事業者の事業者コード申請は一般送配電事業者との需要抑制量調整供給契約の成立（※1）を要件とします。需要抑制量調整供給契約を一般送配電事業者が承諾した場合、何らかの契約成立を証明するものを添えて、広域機関へ事業者コードを申請ください。

- ※1 広域機関で申請者がネガワット事業者なのか判断するため、この要件を定めました。要件は“成立”であり、契約締結に至っていない状態でも、双方の合意があれば申請可能です。
- ※2 すでに小売電気事業者等にて事業者コードを登録されている事業者でも、類型1②のネガワット取引を始める場合、あらためてネガワット事業者用のコード申請が必要です。

広域機関のHPから、事業者コードの発番を申請できます。

トップ > 広域機関システム（各種手続き）・計画提出 > マスタ申請・登録（各種コードの取得）

URL: https://www.occto.or.jp/occtosystem2/master_shinsei_touroku/index.html

ホーム	広域機関とは	広域機関システム 計画提出	スイッチング 30分電力量	需要想定 供給計画	広域系統長期方針 整備計画	系統アクセス	容量市場・ 発電設備等の 情報掲示板
-----	--------	------------------	------------------	--------------	------------------	--------	--------------------------

トップ > 広域機関システム（各種手続き）・計画提出 > マスタ申請・登録（各種コードの取得）

広域機関システム・計画提出

マスタ申請・登録（各種コードの取得）

計画提出を行うにあたり、各種コードの取得など事前にマスタの申請・登録が必要になります。マスタ申請・登録については、手引きを参照ください。

- [マスタ申請・登録の手引き](#)  (1867KB) (2020年3月31日)
- [マスタ申請・登録に関するよくあるお問い合わせ](#)  (994KB) (2020年3月31日)

2. 取引に必要な準備（広域機関への申請）

② クライアント証明書取得、スイッチング支援システムの利用申請

スイッチング支援システムの利用申請は、事業者コードの取得後、三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社(MIND)が発行する「クライアント証明書」を取得いただいた後に可能となります。

（参照：MIND HP <http://www.eppcert.jp/occto/occto.html>）

※ 既に事業者コードを取得している小売電気事業者等においても、類型1②のネガワット事業を行う場合、改めてネガワット事業者用のクライアント証明書を取得いただく必要があります。

利用申請書の入手については、スイッチング支援システムに関するヘルプデスクへメールで依頼してください。詳しくは、広域機関HPの以下のページに記載しております。

<https://www.occto.or.jp/otoiawase/swsys.html>

ホーム	広域機関とは	広域機関システム 計画提出	スイッチング 30分電力量	需要想定 供給計画	広域系統長期方針 整備計画	システムアクセス
-----	--------	------------------	------------------	--------------	------------------	----------

[トップ](#) > [お問い合わせ](#) > [スイッチング支援システムに関するお問い合わせ](#)

更新日：2018年1月19日

お問い合わせ

スイッチング支援システムに関するお問い合わせ

スイッチング支援システムに関する質問（含む、[スイッチング支援に関する実務者会議](#)へのお問い合わせ・ご要望）は、下記の記載要項に従い、メールで送付をお願いします。

記載要項

表題

2. 取引に必要な準備（広域機関への申請）

② 補足_個人情報共同利用ポリシーの掲示について

- ネガワット事業者は、個人情報を共同利用（個人情報の提供又は受領、例：スイッチング支援システムにおける供給地点特定番号の提出や、広域機関へ需要者の需要抑制計画の提出など。）するにあたって、以下の事項を「本人が容易に知り得る状態」※1にする必要があります。

- ① 共同利用する者の範囲
- ② 共同利用の目的
- ③ 共同利用する情報項目
- ④ 共同利用の管理責任者

※1 「本人が容易に知り得る状態」については、個人情報保護委員会の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」を参照ください。

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/

- そこで、ネガワット事業者となることを予定している事業者は、スイッチング支援システム及び広域機関システムの利用申請時まで、「共同利用プライバシーポリシー」※2をホームページ等に「本人が容易に知り得る状態」で掲載してください※3、※4。

※2 https://www.occto.or.jp/system/sw_system/files/20220331_koiinioho_kyodorio.pptx

※3 「共同利用プライバシーポリシー」の趣旨を変更しない範囲での形式的な修正は可能です。

※4 ネガワット事業者となることを予定している事業者が、かかる対応をとっていない場合、当機関は、当該事業者に対し、スイッチング支援システムまたは広域機関システムの利用者IDを発行いたしません。

- なお、既に公開済みの事業者（小売電気事業者、一般送配電事業者）は、前項※2の最新版へ速やかに変更をお願いします。

2. 取引に必要な準備（広域機関への申請）

② 補足_個人情報共同利用ポリシーの掲示について

更新日：2017年4月1日

【参考】広域機関ではホームページに掲示
広域機関ホームページトップ画面下部メニューにある
「個人情報保護方針」ページへのリンク



個人情報保護方針ページの“7. 共同利用”の項
「本機関は、スイッチング支援システムを通じて
取得する個人情報について、別途定める 共同利用
ポリシーにしたがって、共同利用いたします。」

※「別途定める」部分に、以下ポリシー掲載ページへのリンク

http://www.occto.or.jp/site_info/privacy/2016-0114-privacykyoudouriyou.html（右は掲載ページのイメージ）

掲載内容は「共同利用プライバシーポリシー」の通りと
なっております。

事業者コードを発行したネガワット事業者は、以下広域
機関HPにて一覧表示しております。

<http://www.occto.or.jp/privacy/negawatt-jigyousya.html>

個人情報の共同利用について

1. 共同利用する者の範囲

本機関は、以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります※1。

- 小売電気事業者※2
- 一般送配電事業者※3
- 需要抑制契約者※4

2. 共同利用の目的

- (1) 託送供給契約又は発電量調整供給契約又は電力量調整供給契約（以下「託送供給等契約」といいます。）の締結、変更又は解約のため
- (2) 小売供給契約（離島供給及び最終保障供給に関する契約を含む。）又は電気受給契約（以下「小売供給等契約」といいます。）の廃止取次※5のため
- (3) 供給（受電）地点に関する情報の確認のため
- (4) 電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため
- (5) ネガワット取引に関する業務遂行のため

3. 共同利用する情報項目

- (1) 基本情報：氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号
- (2) 供給（受電）地点に関する情報：託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法
- (3) ネガワット取引に関する情報：発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン

4. 共同利用の管理責任者

- (1) 基本情報：小売供給等契約を締結している小売電気事業者
（但し、離島供給又は最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、一般送配電事業者）
- (2) 供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給区域とする一般送配電事業者
- (3) ネガワット取引に関する情報：需要抑制契約者

③ 広域機関システム利用申請

計画提出等に必要となる広域機関システムの利用申請は、スイッチング支援システムと同様、MINDが発行する「クライアント証明書」を取得いただいた後に可能となります。

広域機関システムの利用申請は、広域機関HP「広域機関システムの利用申請」のページにある利用申込書に必要事項を記入いただき、同ページでご案内している「広域機関システムに関する問い合わせ先」へメールでお申し込みください。

広域機関システム利用申請に関するページ

<https://www.occto.or.jp/occtosystem2/riyoushinsei/index.html>

ホーム	広域機関とは	広域機関システム 計画提出	スイッチング 30分電力量	需要想定 供給計画	広域系統長期方針 整備計画	系統アクセス	容量市場・ 発電設備等の 情報掲示板
-----	--------	------------------	------------------	--------------	------------------	--------	--------------------------

トップ > 広域機関システム（各種手続き）・計画提出 > 広域機関システムの利用申請

広域機関システム・計画提出	<h3>広域機関システムの利用申請</h3> <p>広域機関システムの利用申請には、クライアント証明書の取得が事前に必要になります。</p> <h4>利用規約</h4> <p>広域機関システム利用規約  (781KB) (2019年6月10日 Ver.3.2)</p> <h4>利用申請</h4> <p>広域機関システム申込書  (233KB) (2018年12月7日)</p>
---------------	---

以降の手続きは、事業者コードの申請があった事業者に対して、個別にご案内いたします。

第3部. 広域機関への計画提出の概要

1. 広域機関へ提出する計画
2. 本格運用時の計画提出
3. 計画の整合性に関する注意事項

- ネガワット事業者は、一般送配電事業者との需要抑制量調整供給契約に基づき、調達計画、販売計画、ベースライン、および需要抑制計画を広域機関に提出する必要があります。
- 広域機関は受け取った計画をエリアの需給バランス監視に利用するとともに、需要抑制量調整供給契約が結ばれた、需要抑制が行われるエリアを管轄する一般送配電事業者に計画を送付します。

計画名称	内容
調達計画	他事業者からの調達計画値。 (ネガワットに加え、ポジワットもあわせて調達する場合は、ポジワット分も含めて調達計画として計上する。)
販売計画	小売電気事業者等へ ネガワット事業者が特定卸供給を行う計画値。
ベースライン	ディマンドリスポンスを実施しなかった場合を想定した、 需要者の需要推計値。
需要抑制計画	ベースラインからの需要抑制量の計画値。

※ 全ての値は、一般送配電事業者の託送供給等約款に記載の通り、エリアの損失率で割り戻した「送電端」の値を用いることにご注意ください。

【送電端値での精算】

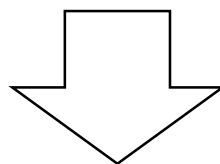
電気を需要者まで送る際、送電線路に存在する抵抗分のため、その一部は熱となり、損失が生じます。事業者間の精算においては、その損失分を含めて精算するよう、託送供給等約款で定められています。

具体的には、各一般送配電事業者の管轄エリア毎、電圧階級毎で損失率が託送供給等約款で定められており、需要者の受電端での計量値を、その損失率で割り戻した値を基準として精算が行われます。

供給電圧	損失率
低圧	7.1パーセント
高圧	4.2パーセント
特別高圧	2.9パーセント

$$\text{送電端値} = \text{受電端の計量値} \times \frac{1}{1 - \text{損失率}}$$

(参考) 損失率は、東京電力パワーグリッド株式会社の託送供給等約款 (H28.4.1) より引用。

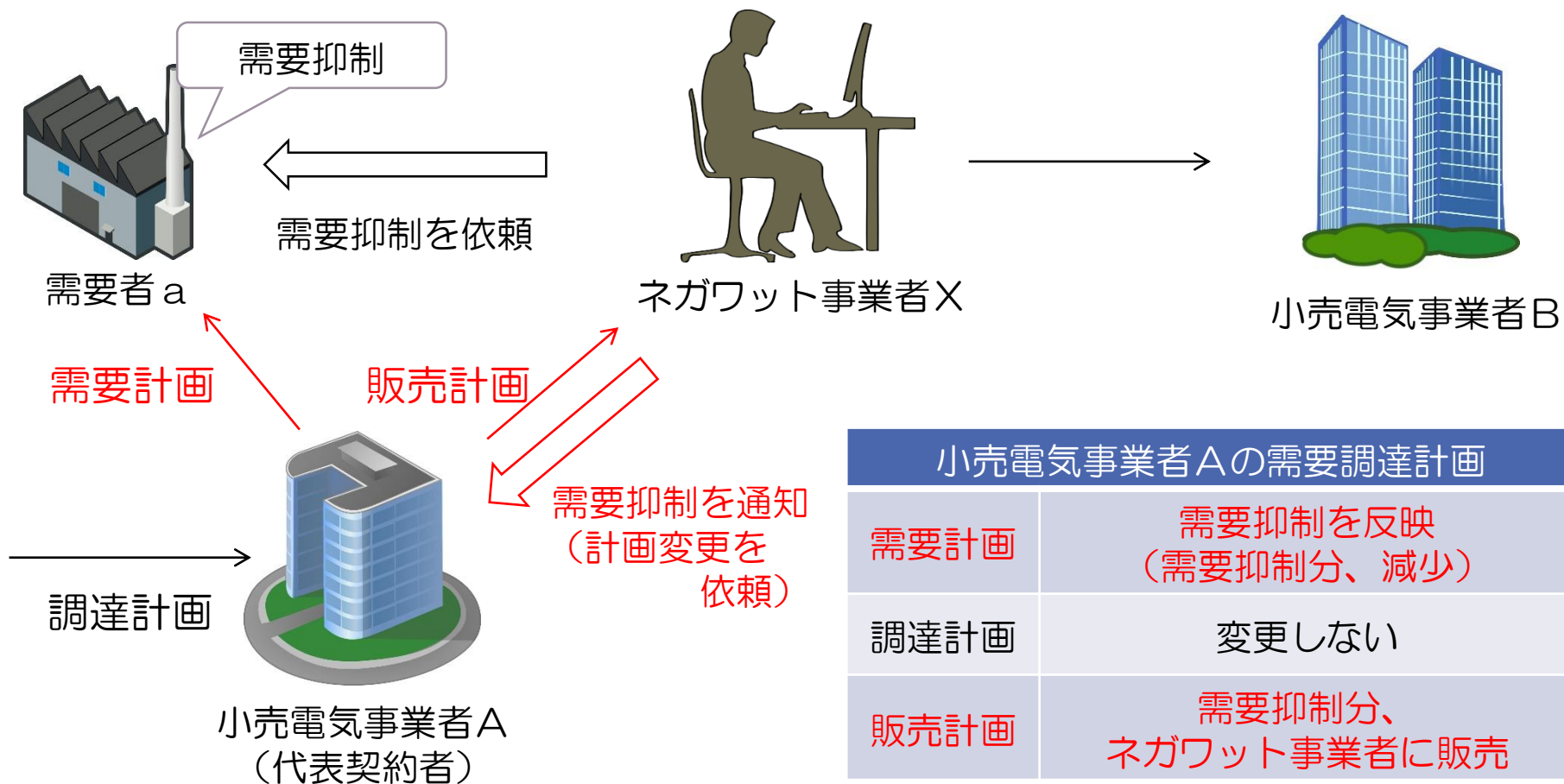


精算基準が送電端のため、広域機関へ提出する**需要調達計画は全て送電端で提出**いただいております。

(具体的には、一般送配電事業者の託送供給等約款に記載)

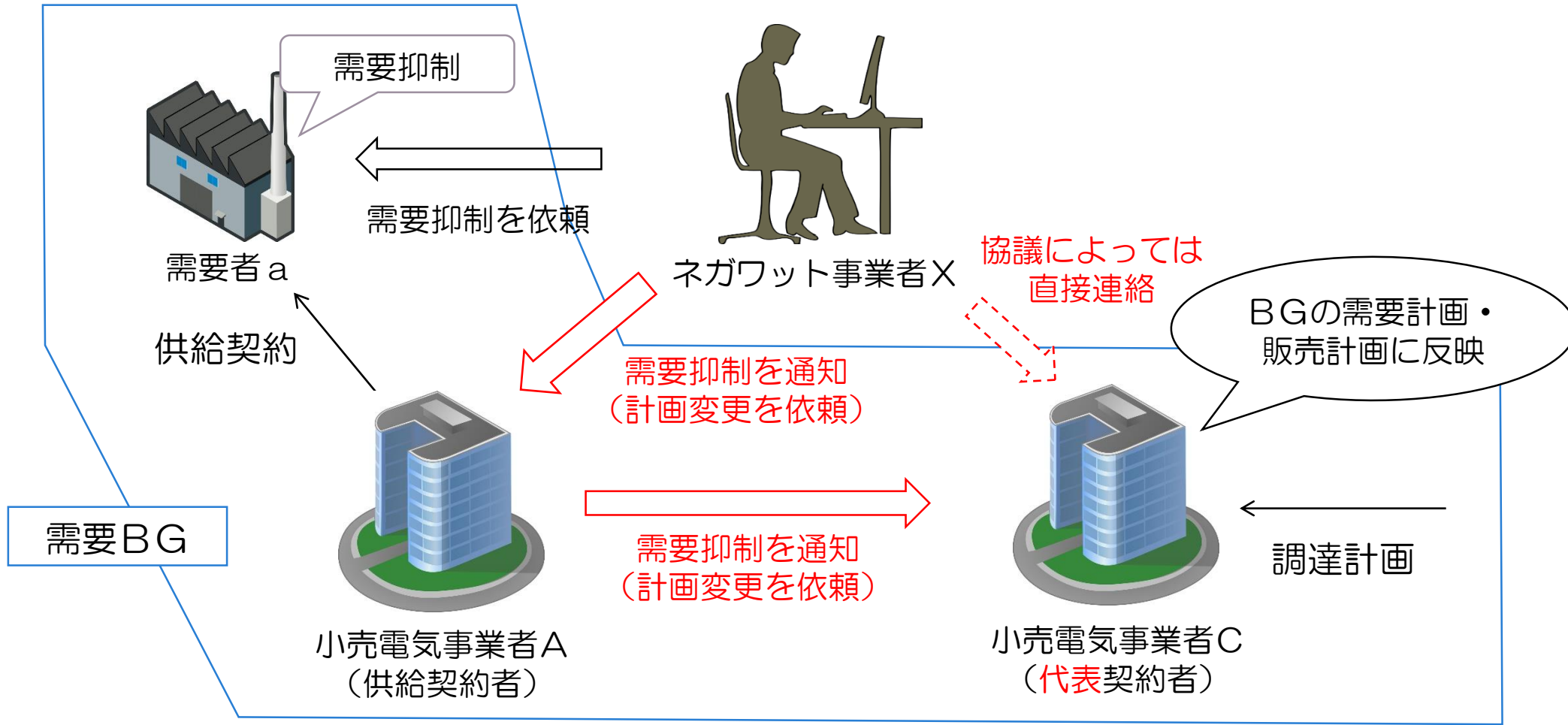
ネガワット事業者が提出する**ベースライン**や**需要抑制計画も送電端での提出**となるため、エリアの損失率を考慮してそれらの計画を作成する必要があります。

需要抑制を受ける需要者に電力供給している小売電気事業者Aは、ネガワット事業者の需要抑制計画を自身の需要調達計画に反映させる必要があります。



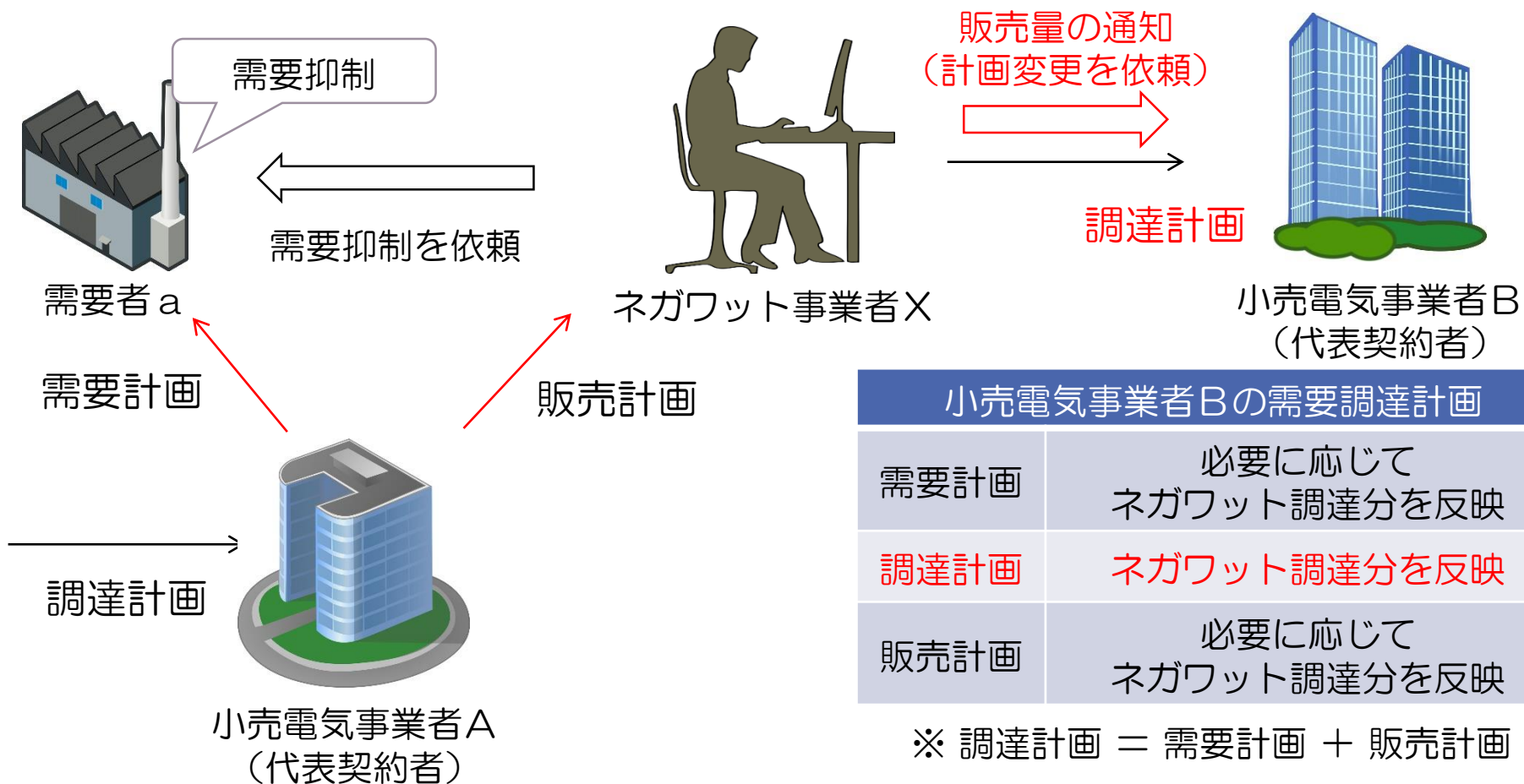
※ ネガワット調整契約を進める上では、ネガワット事業者による需要抑制を小売電気事業者Aの需要調達計画に反映できるように、連絡方法や連絡項目、通知期限などを取り決めておいてください。

需要抑制を受ける需要者に電力供給している小売電気事業者Aが**代表契約者**（p57参照）ではない場合、
 需要調達計画への反映に連絡ステップが増加となりますので、ご注意ください。



※ ネガワット調整契約を進める上では、ネガワット事業者による需要抑制を**代表契約者が作成する**
 需要調達計画に反映できるよう、連絡方法や連絡項目、通知期限などを取り決めておいてください。

特定卸供給（ネガワット）を購入する小売電気事業者Bは、通常の電力取引と同様に、自身の需要調達計画にその購入分を反映させる必要があります。



※ 特定卸供給契約を進める上では、ネガワット販売を小売電気事業者Bの需要調達計画に反映できるように、連絡方法や連絡項目、通知期限などを取り決めておいてください。

- ベースラインとは、需要抑制がなかった場合に想定される電力消費量を指します。需要抑制量の実績算出、ひいては、インバランス精算に用いられます。
- ネガワット事業者、需要抑制を行う需要者、及び需要抑制を行う需要者へ電力供給する小売電気事業者の3者が合意できる、公正なベースラインの設定方法を予め取り決める必要があります。

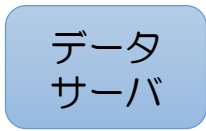
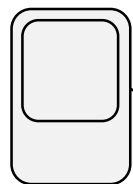
⇒ 標準的なベースラインの設定方法は「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」を参照ください。

(参照) 経済産業省HP：「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」を改定しました
<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200601001/20200601001.html>

ガイドラインに記載の標準ベースラインを採用する等、ベースライン設定に当日電力量を必要とする場合、スマートメータから直接データを取得するBルートサービスを一般送配電事業者へ申込む必要があります。

スマートメータ

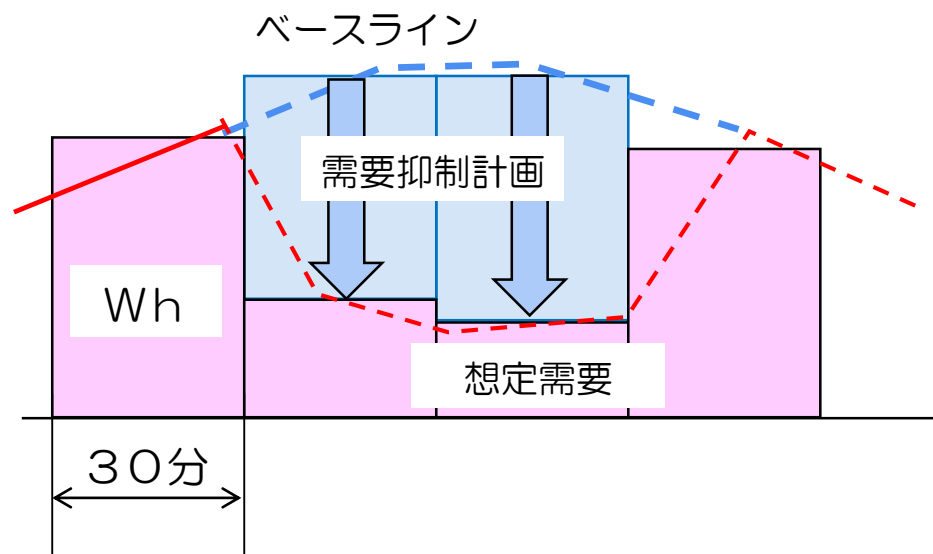
ベースライン算定システム



30分電力量実績

需要抑制計画とは、ベースラインを基準とした需要抑制分の計画値を指します。
 「ベースライン - 需要抑制計画 = (需要抑制後の) 想定需要」となります。

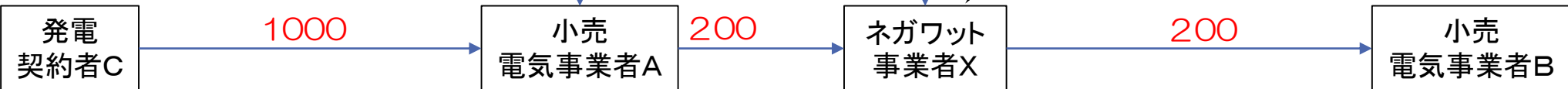
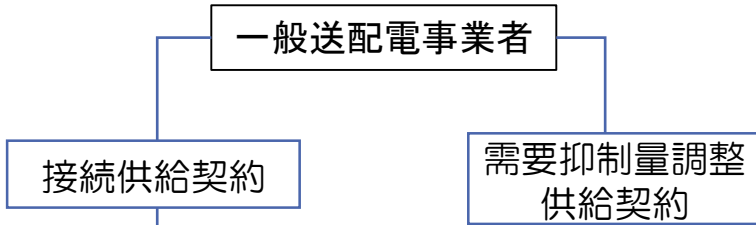
ベースラインと需要抑制計画のイメージ



例：需要者 a (DR前の想定需要1000kWh)が需要を200kWh抑制し、ネガワット事業者Xが小売電気事業者Bに販売するケース

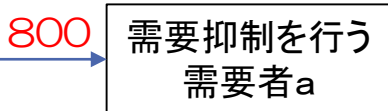
DR前		DR発動	
W6_発電販売計画		変更なし	
発電計画			
—	1000		
販売計画			
小売A	1000		

DR前		DR発動	
W8_需要抑制計画		W8_需要抑制計画	
需要抑制計画		需要抑制計画	
小売A	0	小売A	200
ベースライン		ベースライン	
小売A	1000	小売A	1000
調達計画		調達計画	
小売A	0	小売A	200
販売計画		販売計画	
小売B	0	小売B	200



DR前		DR発動	
W6_需要調達計画		W6_需要調達計画	
需要計画		需要計画	
—	1000	—	800
調達計画		調達計画	
発電C	1000	発電C	1000
販売計画		販売計画	
		ネガX	200

DR前		DR発動	
W6_需要調達計画		W6_需要調達計画	
需要計画		需要計画	
—	2000	—	2200
調達計画		調達計画	
発電D	2000	発電D	2000
販売計画		販売計画	
		ネガX	200

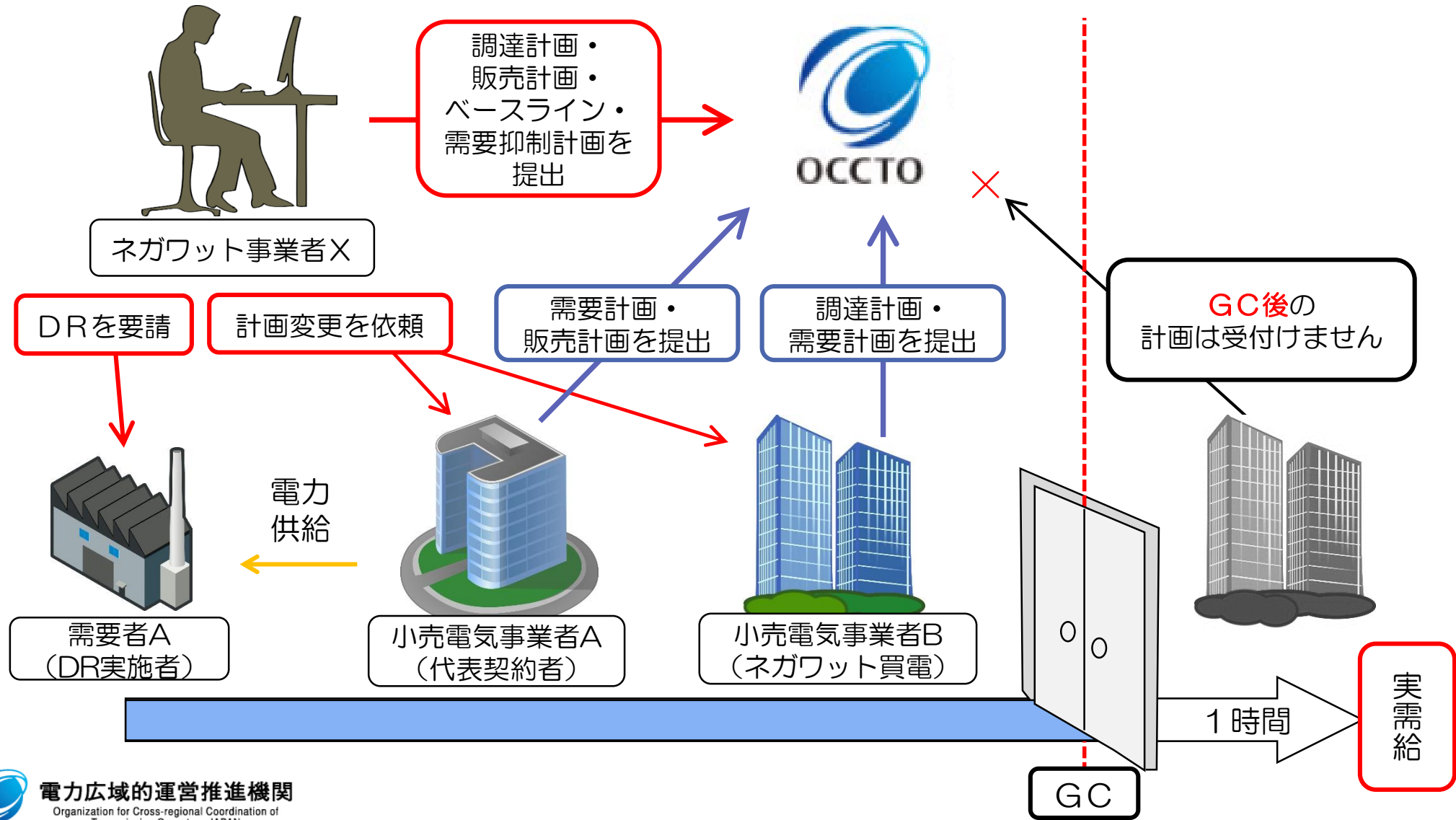


提出する計画		年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)
提出期限		毎年10月末日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分ごとの 実需給の開始時 刻の1時間前
提出内容	需要抑制計画	各月平休日別の需 要抑制計画の最大 値及び最小値発生 時の需要抑制電力	各週平休日別の需 要抑制計画の最大 値及び最小値発生 時の需要抑制電力	本機関が指定する 2点の時刻の日別 の需要抑制電力	30分ごとの需要 抑制電力量	30分ごとの需要 抑制電力量
	販売計画	各月平休日別の販 売電力の最大値及 び最小値	各週平休日別の販 売電力の最大値及 び最小値	本機関が指定する 2点の時刻の日別 の販売電力	30分ごとの 販売分の計画値	30分ごとの 販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販 売計画の最大値及 び最小値発生時の 調達分の計画値	各週平休日別の販 売計画の最大値及 び最小値発生時の 調達分の計画値	本機関が指定する 2点の時刻の日別 の調達分の計画値	30分ごとの 調達分の計画値	30分ごとの 調達分の計画値
	ベースライン	—	—	—	30分ごとの 計画値	30分ごとの 計画値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

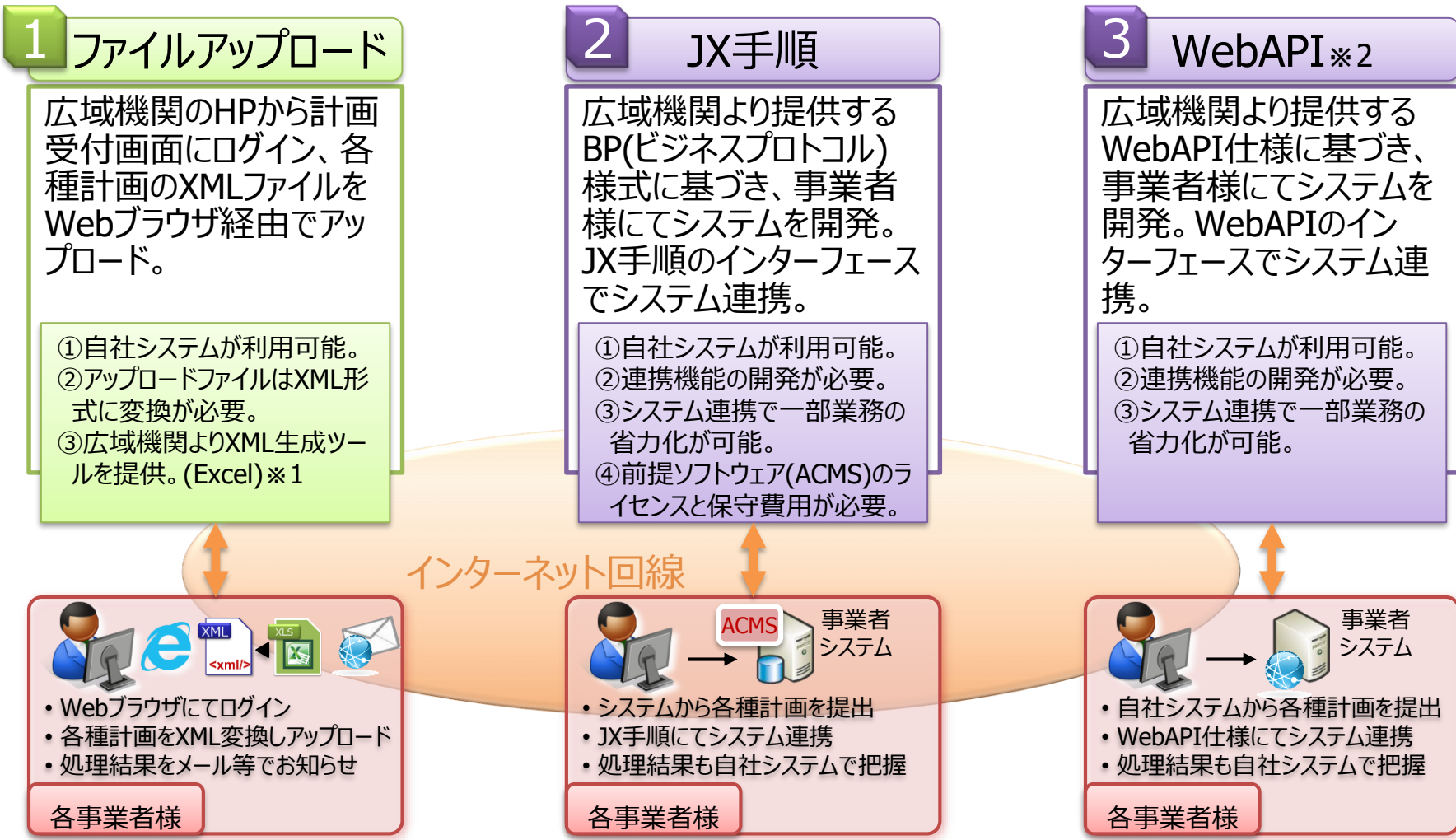
- 当日計画はゲートクローズ（30分毎の実需給の開始時刻の1時間前）までに提出する必要があります。ネガワット取引を行う際には、関係箇所を含めた各種計画が期限内に提出されるようご注意ください。



- 前ページのとおり、ネガワット事業者は広域機関へ「調達計画」、「販売計画」、「ベースライン」、「需要抑制計画」を提出する必要があります。(下図参照)

ファイル名	内容	提出先
需要抑制計画	<ul style="list-style-type: none">• 調達計画• 販売計画• ベースライン• 需要抑制計画	広域機関システム

需要調達計画ファイルは、以下3通りの方法で提出可能です。



広域機関システムのWeb画面にて行う各種計画の提出方法です。

1 ファイルアップロード

計画受付メニュー画面

計画受付タブより各種計画を受付け

Excel入力支援ツールDL画面

各種計画の入力支援ツールを
選択ダウンロード

広域機関システム		
公表	計画受付	
計画管理	各種計画作成／提出	各種計画作成／提出
マスタ管理	各種計画確認	計画ファイルアップロード
ユーザ管理	融通指示支援	入力支援ツールダウンロード
メンテナンス	メールアドレス登録	計画受付ロック一覧

入力支援ツールダウンロード

2018年07月02日翌日空容量が更新されました。

検索条件

業務種別

検索

検索結果

業務名	バージョン	最終更新日	ダウンロード
(翌日) 需要抑制計画	V01-R01	2018/06/12	<input type="checkbox"/>
(週間) 需要抑制計画	V01-R02	2018/06/12	<input type="checkbox"/>
(月間) 需要抑制計画	V01-R01	2018/06/12	<input type="checkbox"/>
(年間) 需要抑制計画	V01-R01	2018/06/12	<input type="checkbox"/>

広域機関システムのWeb画面にて行う計画の提出方法です。

1 ファイルアップロード

計画受付メニュー画面

計画受付タブより各種計画を受付け

広域機関システム [ログインユーザ情報] [本システムについて] [ログアウト]

公表	計画受付		
計画管理	各種計画作成／提出	各種計画作成／提出	各種計画作成／提出
マスタ管理	各種計画確認	各種計画確認	計画ファイルアップロード
ユーザ管理	融通指示支援	融通指示支援	入力支援ツールダウンロード
メンテナンス	メールアドレス登録	メールアドレス登録	計画受付ロック一覧

ファイルアップロード画面

入力支援ツールで生成された各種計画ファイルをアップロード

計画ファイルアップロード

2018年07月02日週間空容量が更新されました。

ファイル選択ボタンを押して、アップロードしたい計画ファイル(ZIP形式)を選択してください。

計画ファイル名	計画名	アップロード結果	メッセージID
各種計画ファイルをアップロード			

アップロード対象ファイルのファイル名は以下のように設定してください。

- ・【同時同量計画】 ▲▲_△△△@.@.@.zip (例 W6_0150_翌日発電販売計画.zip)
- ▲▲: BPID副機関コード(2桁) △△△: 情報区分コード(4桁) @.@.@: フリー入力

各事業者様

広域機関システムとシステム連携にて行う計画の提出方法です。

2 JX手順

(財) 流通システム開発センターによって規定された、SOAP-RPCを基盤技術として利用した日本独自の通信プロトコル（通信手順）です。関係するBP標準規格等は、広域機関HPをご参照ください。

3 Web-API

広域機関が公開するAPI（Application Program Interface）をインターネット経由で利用するデータ連携方式です。WebAPI仕様書は、広域機関HPをご参照ください。

ホーム	広域機関とは	広域機関システム 計画提出	スイッチング 30分電力量	需要想定 供給計画	広域系統長期方針 整備計画	系統アクセス	容量市場・ 発電設備等の 情報掲示板
-----	--------	------------------	------------------	--------------	------------------	--------	--------------------------

トップ > 広域機関システム（各種手続き）・計画提出 > 広域機関システムとの連携に関する規格・仕様等

広域機関システム・計画提出

広域機関システムとの連携に関する規格・仕様等

計画提出の方式

当機関に計画提出いただくにあたり、広域機関システムでは、3つの方式（ファイルアップロード、JX手順、Web-API）を提供します。各事業者の利用形態に合った方式を選択してください。

- [システム連携方式](#)

共通規格／各種仕様

計画提出の方式に関する規格および仕様は、以下を参照ください。

https://www.occto.or.jp/occtosystem2/kikaku_shiyou/index.html

広域機関システムでは、各種計画の受付状況や結果通知にて最新の状況が常に把握できます。

受付方式共通

計画受付メニュー画面

計画受付タブより各種計画を受け付け

計画受付／結果通知一覧画面

各種計画の受付状態と結果のお知らせ

広域機関システム [ログインユーザ情報] [本システムについて] [ログアウト]

公表 計画受付

計画管理	各種計画作成／提出	各種計画確認
マスタ管理	各種計画確認	計画受付／結果通知一覧
ユーザ管理	融通指示支援	PTT計画登録一覧
メンテナンス	メールアドレス登録	供給計画一覧
		作業停止計画一覧
		クラウドログイン

計画受付／結果通知一覧

日空容量が更新されました。

2018年03月15日年間空容量が更新され

検索条件

業務種別 発電計画等 需要抑制計画 作業停止計画

送受信日 2018/04/13 ~ 2018/04/13 対象期間開始年月日

計画／結果通知 計画 実需 提出 通知(提出元) 転送/引継ぎ
 発表 需調 部分 連利 可否 混雑
 希望 長期 年間 月間 連間 翌日

ステータス 受付中 受付エラー 受付済み 計画確認中
 結果通知確認中 結果通知確認エラー 結果通知確認OK
 受信済み 受信確認中 受信確認エラー

送信事業者 受信事業者

受付手段 直接入力 ファイルアップロード JX手順

メッセージID ファイル名

検索結果

確認	送受信日時	ステータス	計画/結果通知詳細	業務種別	受信事業者
	対象期間開始年月日	詳細ステータス	エラー詳細	計画/結果通知情報	
	2018/04/13 19:44:08	受付エラー			OCCTO

- 提出方法1「ファイルアップロード」を利用する場合の需要抑制計画ファイル
 ※入力支援ツール上のイメージ

提出者の事業者コードなどを記入

調達計画および販売計画を記入

(翌日)需要抑制計画

計画XML読み込み

通知XML読み出し

計画XML出力

計画ZIP出力

終了(上書き保存)

対象年月日		読みファイル名		出力ファイル名情報	
基本情報	コード	名称	XMLファイル名	WB	WB_0110_*.xml
送電区分	0110	(翌日)需要抑制計画	BPD別送電コード	WB	
送出先事業者			情報区分コード	0110	
送電事業者			対象時間の開始日		
BG/送出電			分割番号		
運用モード			送電事業者コード		
			送電事業者コード		

需要抑制BG数

抑制計画内訳数

調達計画内訳数

販売計画内訳数

#	時間帯	販売計画(確定) 合計(kWh)		調達計画(確定) 合計(kWh)		抑制計画 抑制契約書計(kWh)		需要抑制計画 No.1		需要抑制計画 内訳 No.1	
		変更	合計(kWh)	変更	合計(kWh)	変更	抑制契約書計(kWh)	変更	ベースライン(抑制BG計)(kWh)	変更	抑制計画内訳(kWh)
1	0:00~0:30										
2	0:30~1:00										
3	1:00~1:30										
4	1:30~2:00										
5	2:00~2:30										
6	2:30~3:00										
7	3:00~3:30										
8	3:30~4:00										
9	4:00~4:30										
10	4:30~5:00										
11	5:00~5:30										
12	5:30~6:00										
13	6:00~6:30										
14	6:30~7:00										
15	7:00~7:30										
16	7:30~8:00										
17	8:00~8:30										
18	8:30~9:00										
19	9:00~9:30										
20	9:30~10:00										
21	10:00~10:30										
22	10:30~11:00										
23	11:00~11:30										
24	11:30~12:00										
25	12:00~12:30										
26	12:30~13:00										
27	13:00~13:30										
28	13:30~14:00										
29	14:00~14:30										
30	14:30~15:00										
31	15:00~15:30										
32	15:30~16:00										

需要抑制計画およびベースラインを記入

- 需要抑制計画は以下の規格に基づいて作成する必要があります。(下記URL参照)
 - ✓ 発電計画等受領業務EDI共通規格(Ver.3A)
 - ✓ 需要抑制計画等受領業務ビジネスプロトコル標準規格(Ver.3A)

https://www.occto.or.jp/occtosystem2/kikaku_shiyou/index.html
- 需要抑制計画の記載については下記資料をご確認下さい。
 - ✓ 需要抑制計画等受領業務ビジネスプロトコル標準規格 記載要領
https://www.occto.or.jp/occtosystem2/kisaiyouryou/kisai_sonota.html
 - ✓ 発電計画等受領業務ビジネスプロトコル標準規格（計画値同時同量編）記載要領
https://www.occto.or.jp/occtosystem2/kisaiyouryou/kisai_sonota.html
- 広域機関では、需要抑制計画の作成のために、「入力支援ツール」を提供します。入力支援ツールを使用することによって、需要抑制計画が作成可能となっています。入力支援ツールの使用方法については下記資料をご確認下さい。

広域機関システム操作マニュアル 入力支援ツール（需要抑制計画）

<https://www.occto.or.jp/occtosystem2/manual.html>
- 広域機関システムを利用した計画提出については下記資料をご確認下さい。

広域機関システム操作マニュアル 計画管理（発電事業者、小売電気事業者等用）

<https://www.occto.or.jp/occtosystem2/manual.html>

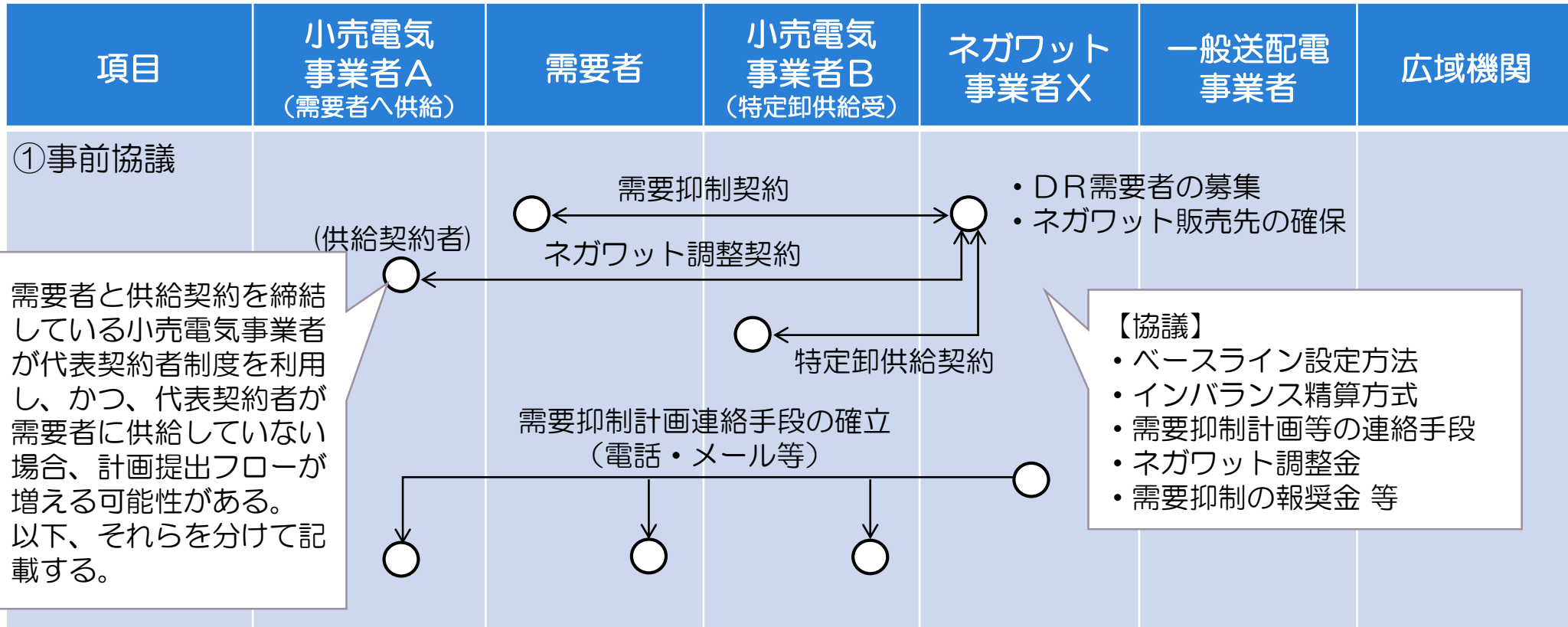
- 計画作成時には、以下の点に誤りがないことをご確認ください。
不整合のない正確な計画の提出が必要です。
 - 各種入力情報に不備はないか → 事業者自身・提出先・取引先の事業者コードなど
 - 提出した計画の内容に間違いはないか
→ 「調達計画値 = 販売計画値」など
 - ネガワットをやり取りする小売電気事業者の計画と齟齬はないか
→ 「自身の販売計画値 = 取引先の調達計画値」など

整合性に問題のある計画について、広域機関システムは登録を受理しない場合があります。また、ゲートクローズ後の最終計画値において整合の取れない状態が多い事業者に対しては、報告徴収などにより原因を確認の上、広域機関の業務規程に基づく指導・勧告などの措置を行うことがあります。

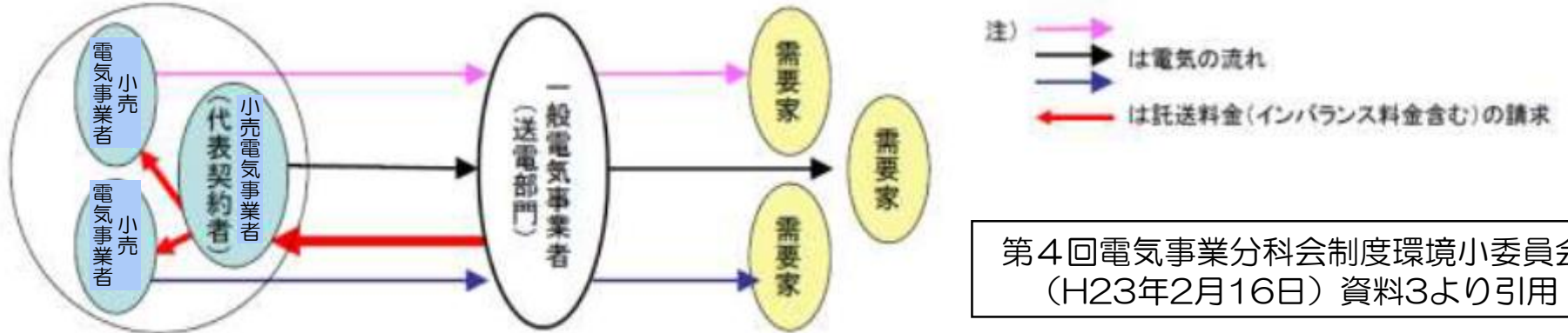
- ネガワット取引においては、広域機関システムの整合性チェックに関して以下の留意点がございます。十分に計画内容の確認を行い、整合した計画を提出くださるようお願いいたします。
 - ネガワット取引の計画提出はゲートクローズに近い時間帯で行われると想定され、チェック通知および計画修正・再提出まで間に合わないおそれがある。
 - ※需要抑制計画に関する整合性チェックの詳細については、以下の資料を参照ください。
需要抑制計画等受領業務ビジネスプロトコル標準規格 記載要領
https://www.occto.or.jp/occtosystem2/kisaiyouryou/kisai_sonota.html

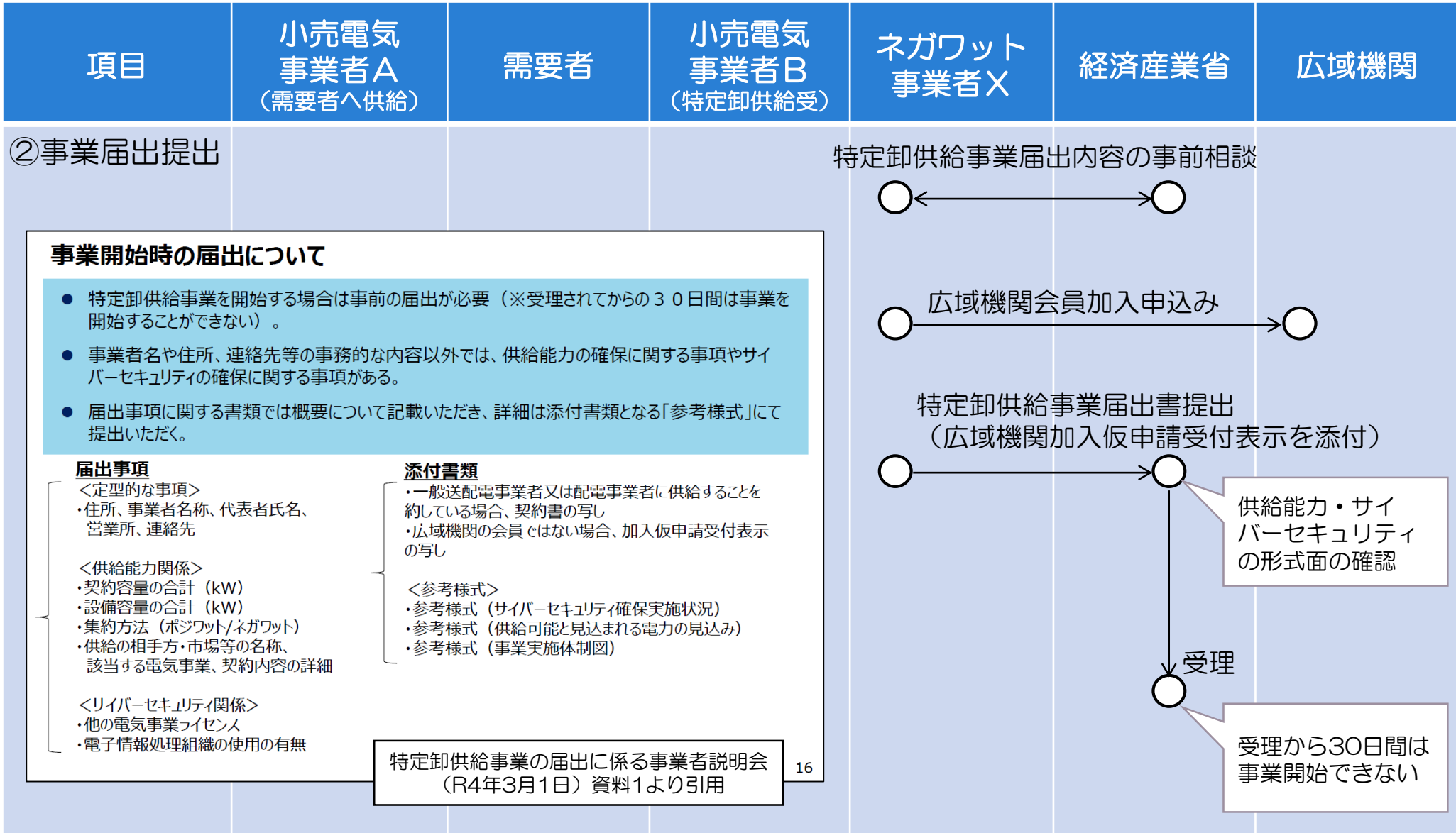
付録.

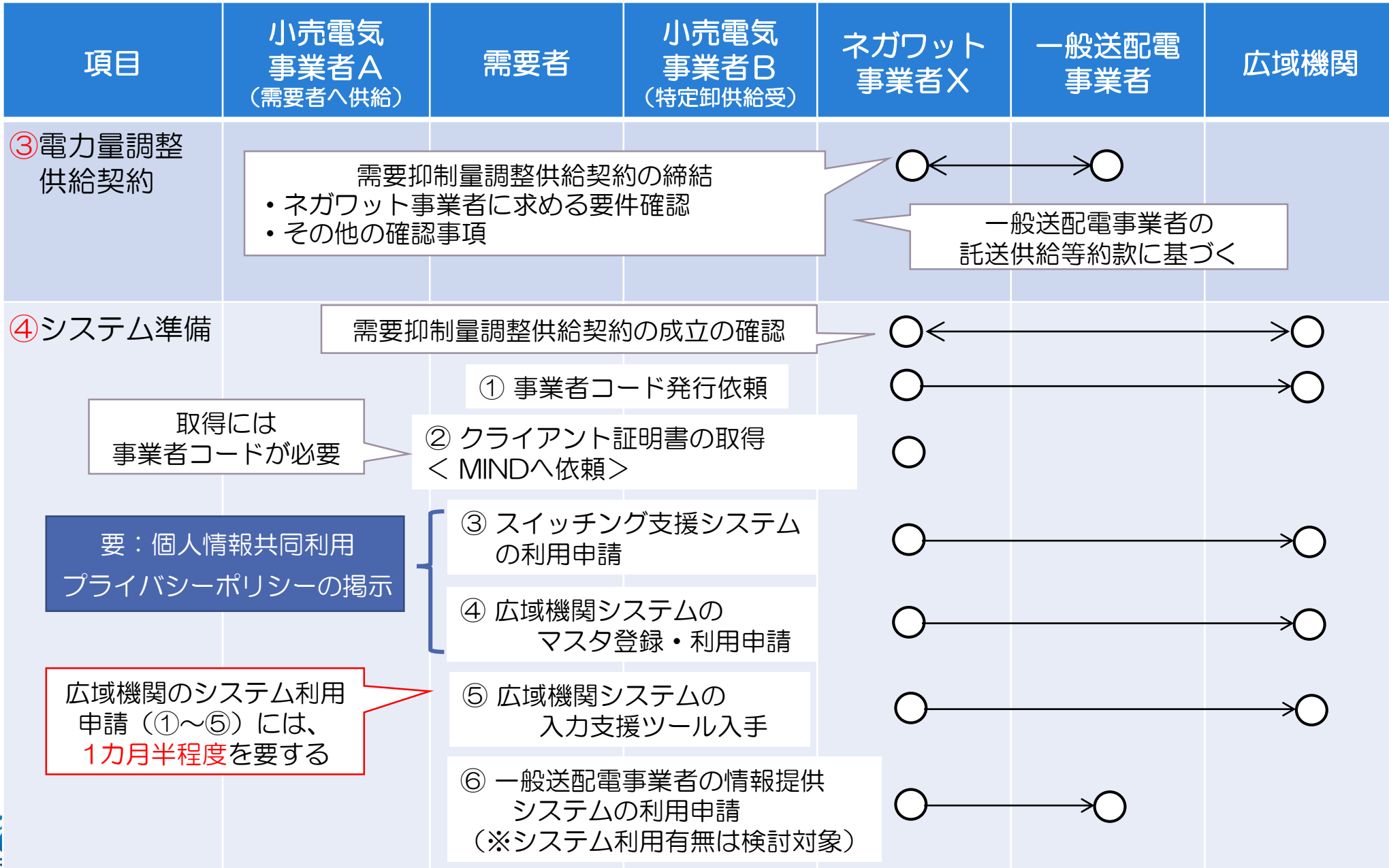
1. 直接協議スキームにおけるネガワット取引業務フロー
2. 計画値同時同量制度について



参考：代表契約者制度の図



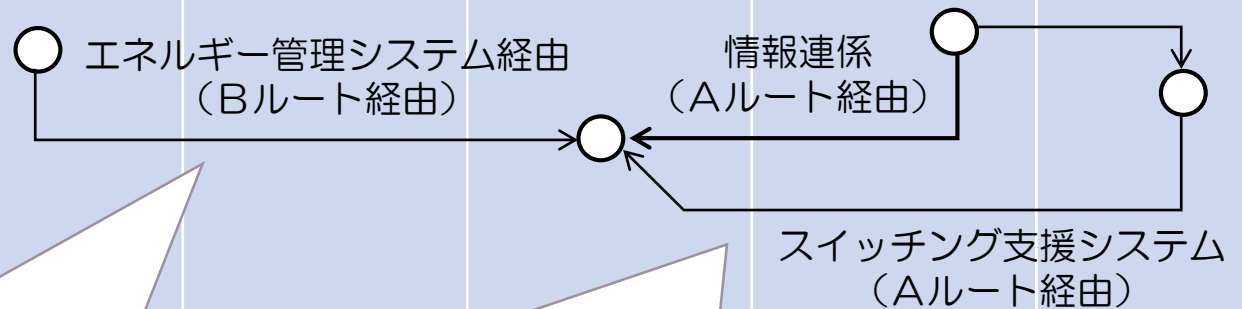




項目	小売電気事業者A (需要者へ供給)	需要者	小売電気事業者B (特定卸供給受)	ネガワット事業者X	一般送配電事業者	広域機関
----	----------------------	-----	----------------------	-----------	----------	------

参考：
システム準備

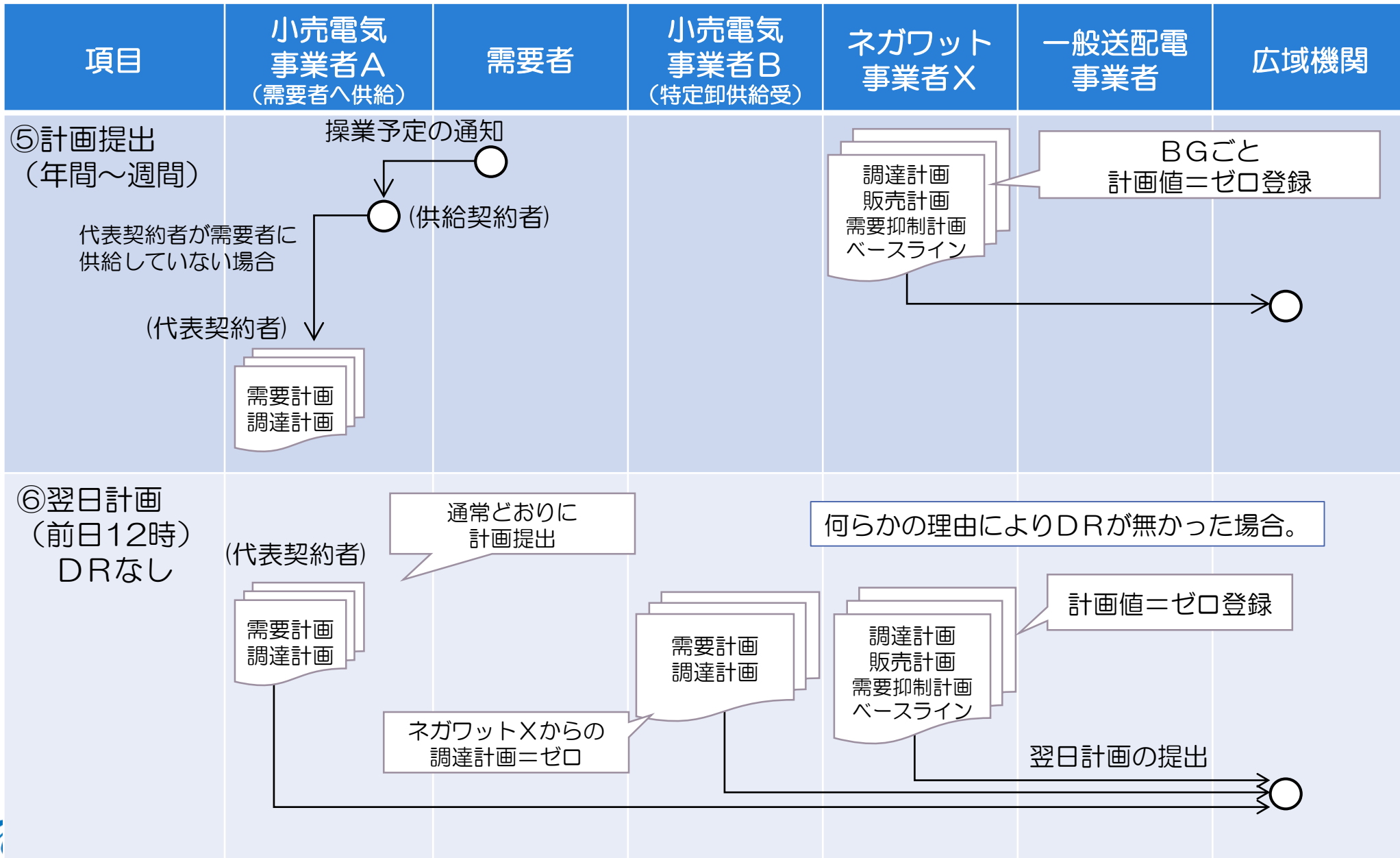
参考：需要実績等の取得ルート

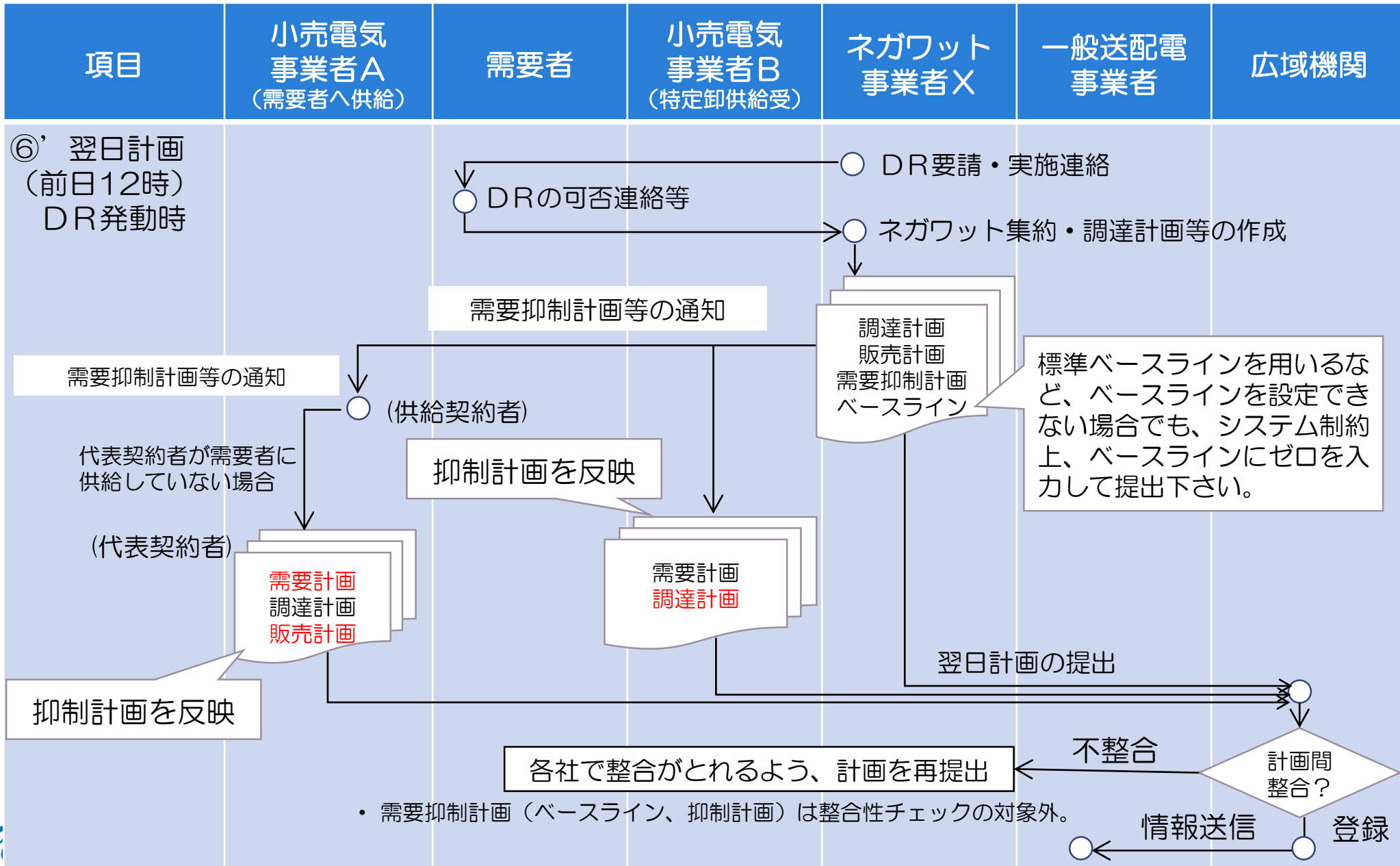


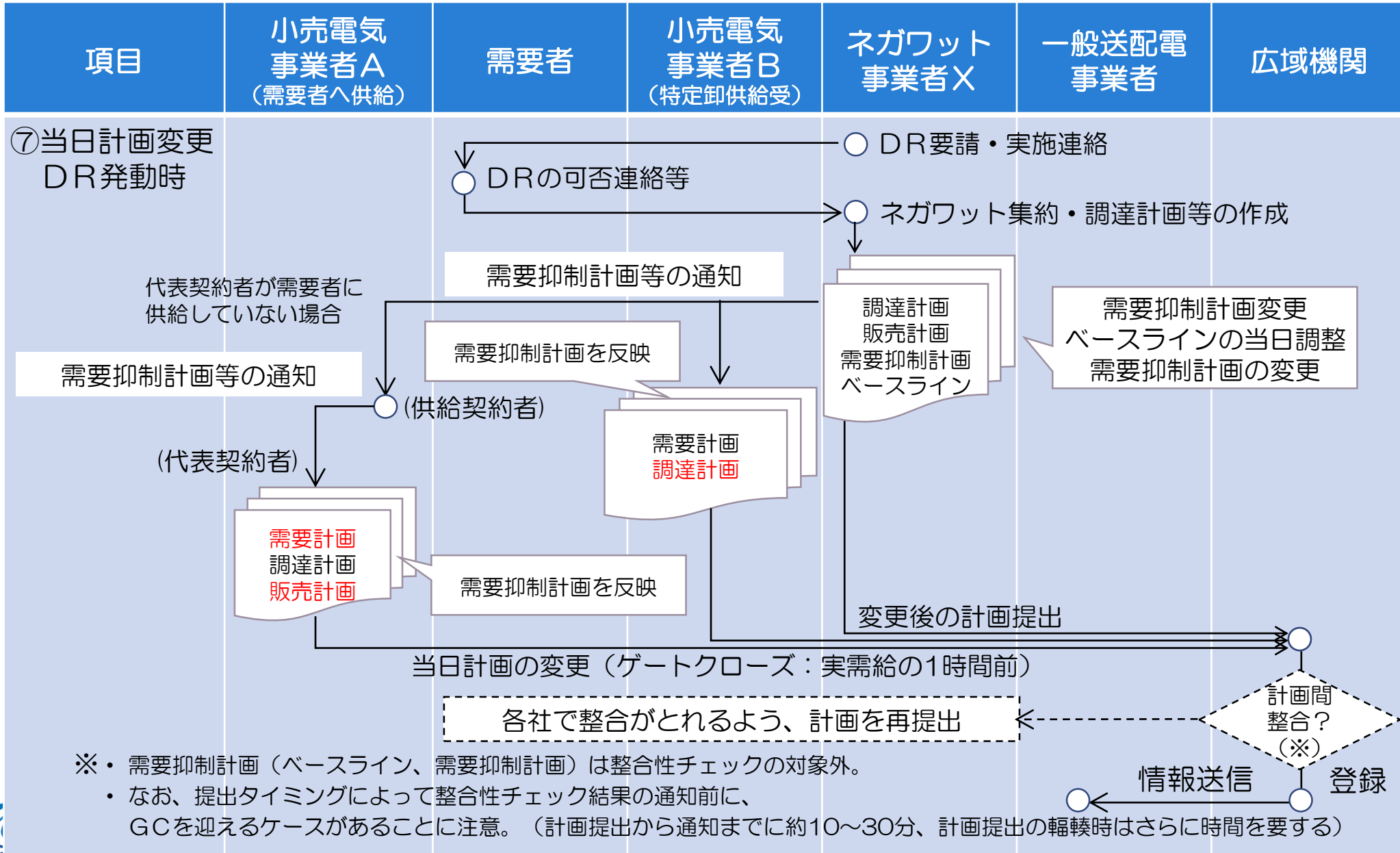
ベースラインを当日調整する場合 (※1)
 ネガワット事業者は必要に応じてスマートメータから需要量データを直接取得する。
 (エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン)
 当日調整するベースライン
 =標準ベースライン (High4of5、当日調整あり)

- Aルート経由の情報
- 【事業開始前 (スイッチング支援システム)】
 - 過去の電力量 (最大13か月分)
 - 契約電力
 - メータ種別等の情報
 - 【事業中 (一般送配電事業者との情報連係)】
 - 月間確定使用量
 - 30分電力量 (速報値) (※2)

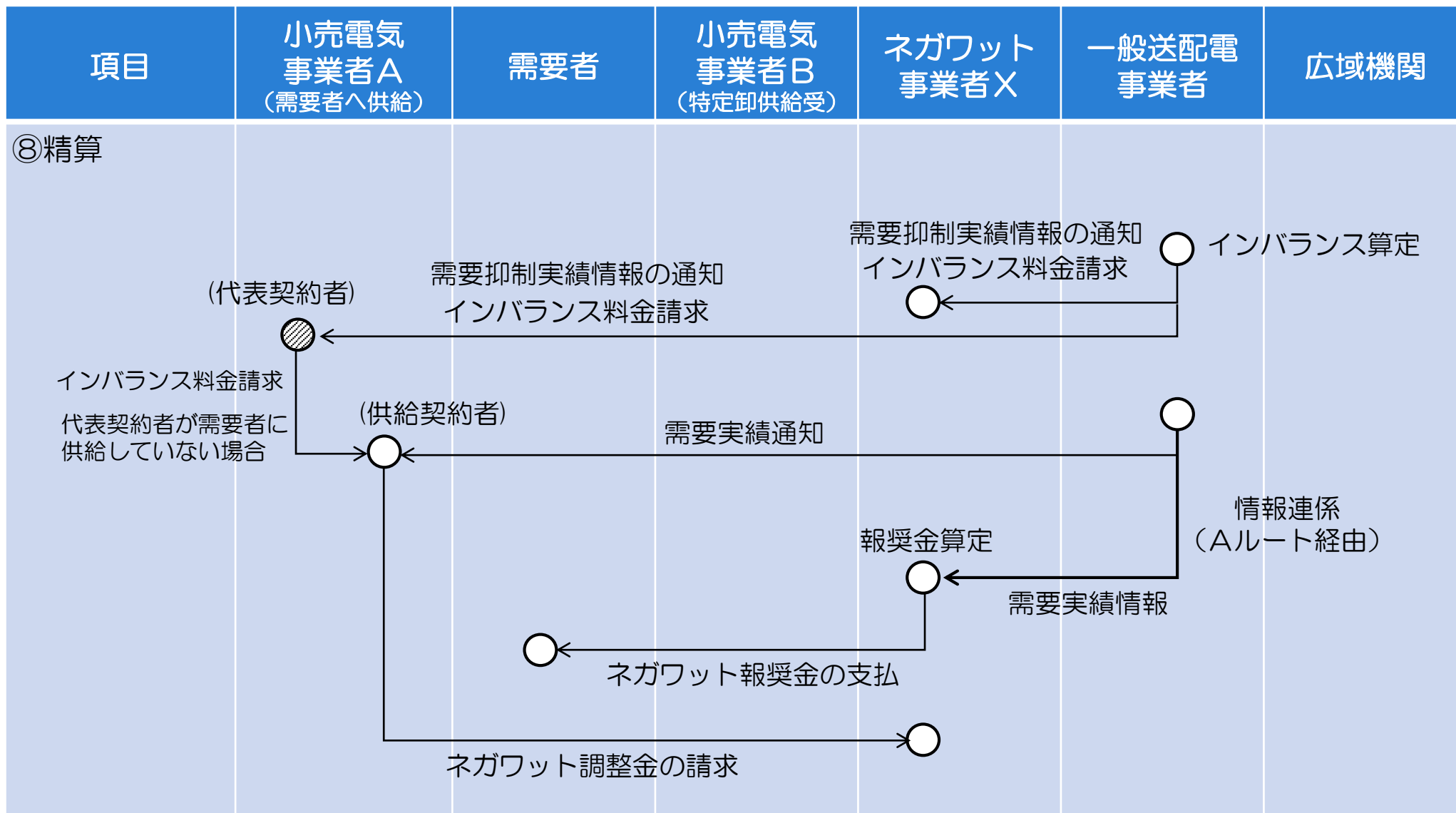
※1 ベースラインの当日調整はガイドラインによると、実需給の5時間前から2時間前までの6コマを利用
 ※2 30分電力量 (速報値) の提供開始時期は「ネガワット事業者向けスイッチング支援システム説明資料」を参照







- ※・ 需要抑制計画（ベースライン、需要抑制計画）は整合性チェックの対象外。
- ・ なお、提出タイミングによって整合性チェック結果の通知前に、GCを迎えるケースがあることに注意。（計画提出から通知までに約10～30分、計画提出の輻輳時はさらに時間を要する）



一般送配電事業者からネガワット事業者に向けて通知される需要抑制実績の項目は以下となっております。（様式は、各一般送配電事業者による。）

必須と考える項目

契約情報等の特定のために通知する方がよいと考える項目

通知項目（案）	提供単位
（提出した）ベースライン	需要抑制BG毎日毎・48コマ
需要抑制量調整受電計画電力量（抑制計画値）	
接続供給電力量（実績電力量）	
接続対象電力量（損失率で割戻した実績電力量）	
需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量（不足インバランス量）	
需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量（余剰インバランス量）	
インバランス単価	需要抑制量調整供給契約毎・需要抑制BG毎など複数のパターンが考えられる
需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金（不足インバランス料金）	
需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金（余剰インバランス料金）	

通知項目（案）	提供単位
需要抑制BGコード	需要抑制BG毎
需要抑制BG名称	
需要BGコード	
小売事業者コード	
小売事業者名称	
インバランス切分方式	

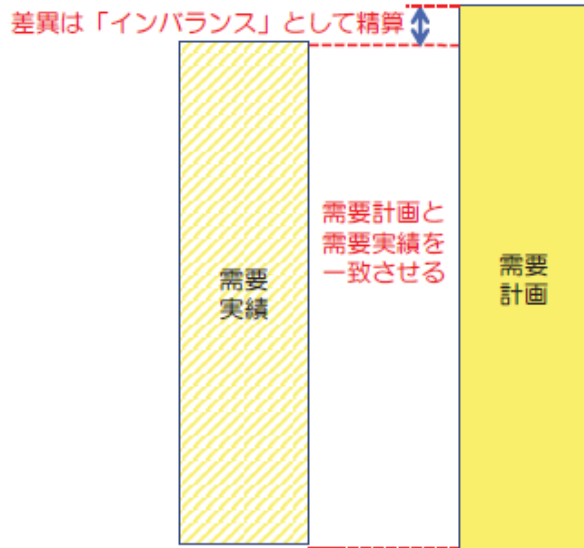
※ 名称は一般送配電事業者の託送供給等約款（平成29年4月1日実施）を参考としております。

（小売電気事業者向けの需要抑制実績の通知項目は、上記をベースとするも、料金等の情報を除く必要があり、各一般送配電事業者によります。）

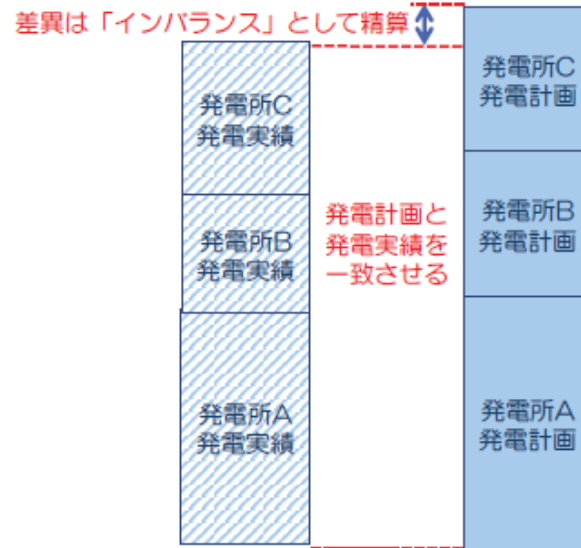
【概要】

需給日前日に提出した30分毎（48コマ/日）の計画に沿うように、電力を調整する制度。計画変更期限は実需給の1時間前までであり、その期限はゲートクローズ（GC）と呼ばれます。

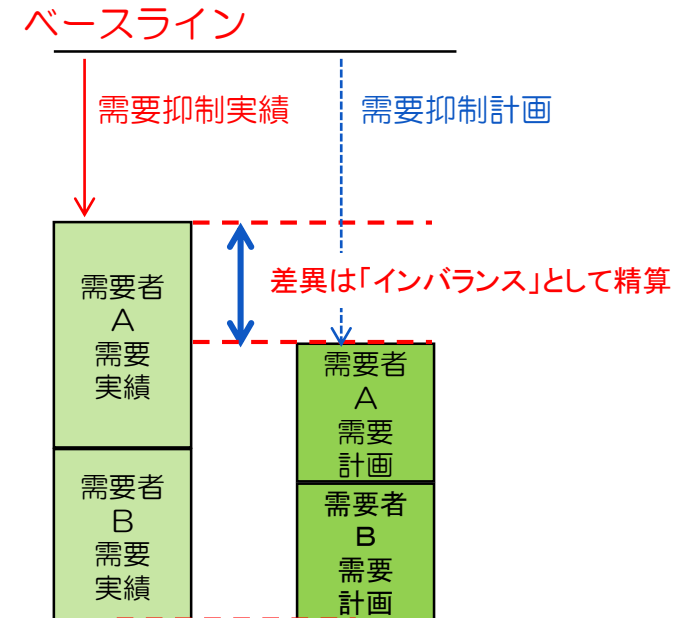
- 提出された計画を用いて広域機関及び一般送配電事業者は需給バランスを確認します。需給バランスに問題があれば、その解消に向けて対応します。
- GC後に生じた計画値と実需給のズレは、託送供給契約等により一般送配電事業者が補いますが、一般送配電事業者が補った電力量は、託送供給等約款に基づきインバランスとして精算されます。



契約者
(小売電気事業者)



発電契約者



需要抑制量調整供給契約者

（接続供給契約を結んだ小売電気事業者の需要調達計画の場合）

広域機関システムに関する事業者説明会
（H27.10.28）第1部 資料 から引用

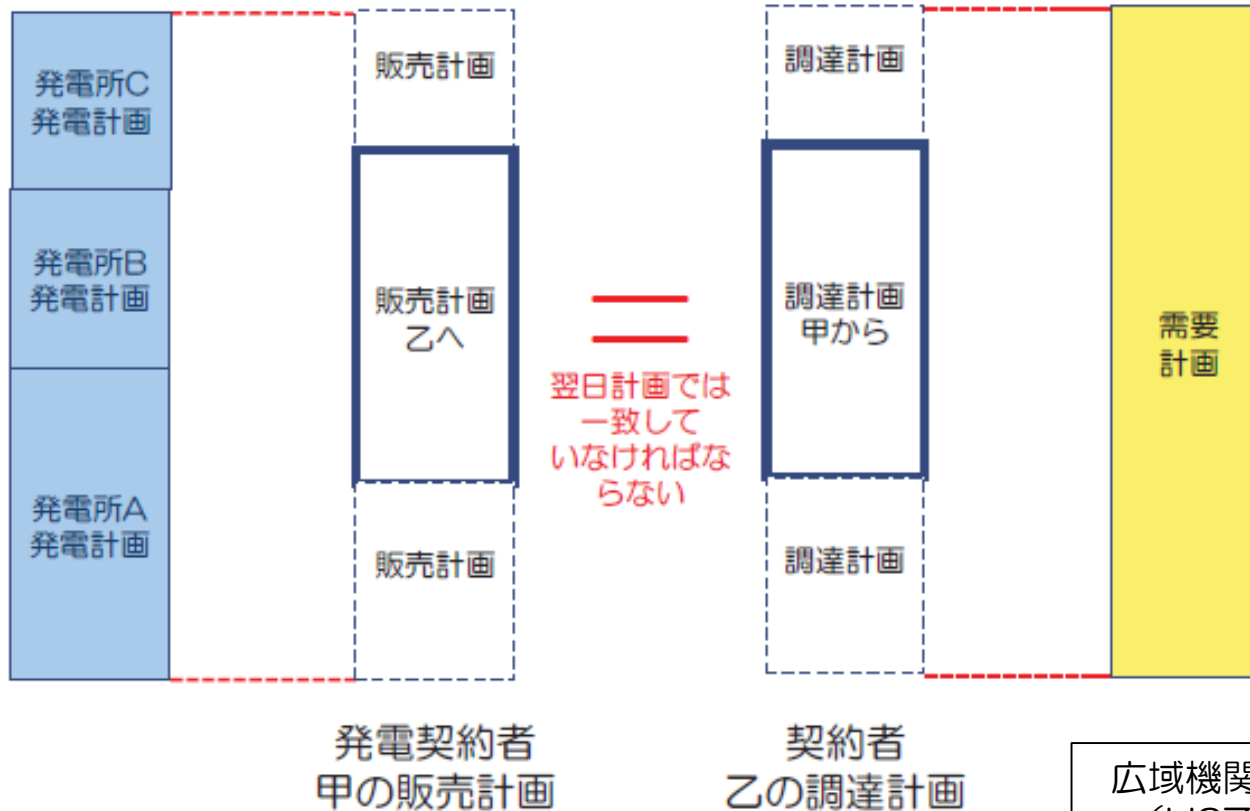
- 翌日計画においては、需要計画と、取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたもの）の合計は一致させなければならない

調達先または販売先毎（発電契約者や契約者、卸取引所毎）に記載する



計画値同時同量制度において、**事業者間の電力受渡しは計画値であり、計画値をもって精算されます。**
 その**事業者間の電力授受の計画値は、事業者間で整合していなければなりません。**

- 翌日計画においては、（販売元が提出する）販売計画と、（販売先が提出する）調達計画は、一致していなければならない
 - 週間計画以前は、甲乙の最大最小時間帯が異なることがあるため、一致しない



広域機関システムに関する事業者説明会
 (H27.10.28) 第1部 資料 から引用

広域機関システムに関する事業者説明会
(H27.10.28) 第1部 資料 から引用

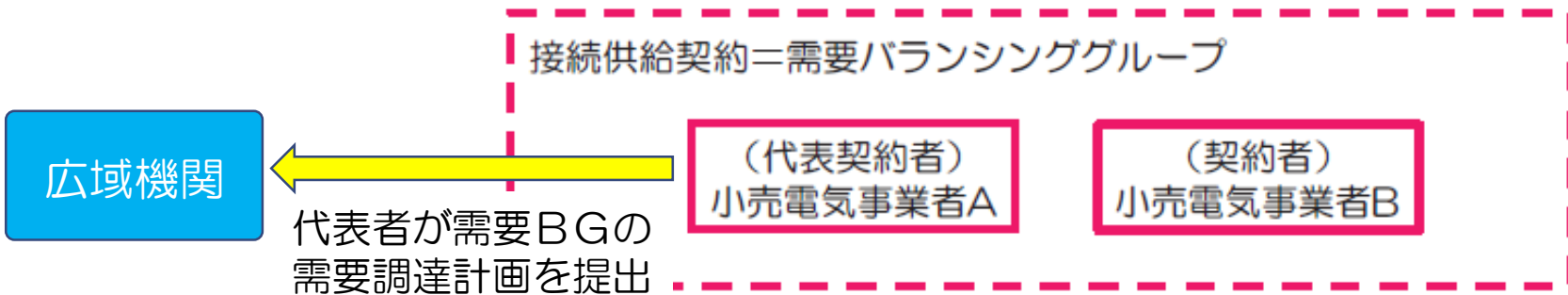
balancing group and contract holder · power contract holder

■ balancing group (BG) :

- いくつかの事業者が集まり、インバランスの精算を実施する単位
 - ✓ 小売電気事業者のbalancing group: 「需要balancing group」
 - ✓ 発電者のbalancing group: 「発電balancing group」

■ 需要balancing group (需要BG) の例

- ✓ 1つの接続供給契約 = 1つの需要balancing group = Σ 1つまたは複数の小売電気事業者
- ✓ balancing groupは、供給区域内で構成
- ✓ 契約者（この場合 小売A）が供給区域の一般送配電事業者と「接続供給契約」を締結
- ✓ 契約（需要balancing group）単位で各種計画を提出
- ✓ 需要計画と需要実績の差分電力量（インバランス）は、balancing group単位で算定



ネガワット事業者が小売電気事業者Bおよびその需要者とネガワット取引に関する契約をしたとしても、ネガワット取引に関わる需要調達計画の変更は、代表契約者の小売電気事業者Aが行う。